

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300001	「ごみ出し代行サービス」を廃掃法の許可なく行うことの容認	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者又は、当該業を行う者とする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	c	-	一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画に従って処理する義務を負っており、市町村が定めるルールに従って一般廃棄物の収集運搬及び処分が適切に行われることを担保する必要があるため、市町村が直接収集運搬せず、民間業者を活用する場合にあっては市町村から業務を受託するか、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を取得して行うこととしているものであることから、許可を不要とすることはできない。		貴省からの回答に対し要望主体から以下のとおりの意見が提出されており、この点を踏まえ、改めて検討し回答された。  <要望者意見> NPO等が「ごみ出し代行サービス」を行うことで、多くの雇用創出が期待されるだけでなく、助け合い気運を通じて地域コミュニティの再生・活性化を図ることができるという、構造改革・地域再生にふさわしい事項であり、是非とも再考をお願いしたい。 サービス事業者と利用希望者を登録制にすることなどにより、収集運搬の適切さは担保されると思われる。また、各市町村の指定袋による収集のみに限定すれば、自家用車で運搬しても差し支えないと考えられ、許可制度の例外を設けてもよいのではないかと。 「ごみ出し」は、曜日・時間が限られており、住民にとってサービス内容が選択できないため不便であるが、医療・介護や公共料金払込など、公的サービスの提供主体は近年多様化しており、経済活性化につながっている。是非とも再考をお願いしたい。	c	-	家庭から排出されたごみを、当該市町村のルールに従い、最寄りのごみ出し場(市町村の定めるいわゆるごみ収集ステーション)まで搬出する行為について廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を取る必要はなく、当該行為をNPO等が行うことは可能である。 一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って処理体制を確保することとされており、市町村がその判断に基づき多様なごみ処理サービスを提供することは、現状においても可能である。 したがって、ご要望については、当該市町村とご相談いただいた上で当該市町村の判断を受け、一般廃棄物処理計画に盛り込まれるのであれば、当該市町村の委託を受けて行うか、当該市町村による処理が困難であれば当該市町村の許可を得て実施されたい。	5004001	個人	11
z1300002	ごみ処理方式の統一化	廃棄物処理法第6条	市町村がその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされている。	c	-	市町村の一般廃棄物の収集運搬体制は、その市町村の財政状況、職員数や施設規模等の社会的条件等により、その市町村にあった方法が選択されるべきである。		回答では市町村の一般廃棄物の収集運搬体制はその市町村にあった方法が選択されるべきとの理由で対応不可とされているが、例えば、国において市町村の一般廃棄物処理に係るガイドライン・指針を作成し、市町村に示すなど、できるだけ統一的なごみ処理方式が採用されるよう対応することはできないか、具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	-	一般廃棄物については市町村が処理責任を負っており、市町村の処理責任のもと適正に処理が確保されるべきである。したがって、前回の回答でお示ししたとおり、市町村の一般廃棄物の収集運搬体制は、その市町村の財政状況、職員数や施設規模等の社会的条件等により、その市町村にあった方法が選択されるべきものであり、国が統一的なごみ処理方式を採用させる方向で関与していくことは望ましいものではないと考えている。	5015021	日本チェーンストア協会	11
z1300003	廃棄物処理業者に係る規制の緩和	廃棄物処理法第7条第1項、第6項、第14条第1項、第6項	一般廃棄物処理業については市町村長、産業廃棄物処理業については都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	c	-	については、廃棄物処理法上一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については排出事業者が処理責任が課せられており、その処理責任の下で廃棄物が適正に処理される仕組みとしている。廃棄物処理業の許可についても、この処理責任や処理の実態に対応する形で、一般廃棄物処理業については市町村長が、産業廃棄物処理業については都道府県知事が、その区域の中で適切に業として行うことができるか審査した上で許可することとされており、許可権者の管理監督のもと廃棄物の適正な処理を確保しているところである。このため、御要望のように再生資源の利用を行うことを理由に許可を受けた区域の枠を越えて収集運搬を可能とすれば、廃棄物の処理責任や管理監督権限の範囲と実際に業を行っているものとの関係に不都合が生じ、さらには、当該区域において適切に業を行うための施設や能力を有していない者も業を行うことが可能になるなど、かねてより横行している再生利用の名を借りた不適正処理を助長することにつながりかねないことから、御要望に対応することはできない。  について、事業者が自らの廃棄物の運搬を行う場合は再生利用の目的となるか否かにかかわらず業の許可は不要であるが、他人の委託を受けて運搬を行う場合は、受託した運搬を適正に行う能力を有していることが客観的に担保された者である必要があることから、許可は必要である。		要望内容は、広く全国的に出店している当該要望者が店頭にて回収された再生資源(例えば、容器包装廃棄物等)を商品納入後の配送トラックを使って運搬するに当たり、収集運搬業の許可を不要とすることを求めるものであるが、広域再生利用指定制度を活用することで、許可を不要とすることはできないかと、改めて検討いただき、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	-	御要望の広域再生利用指定制度については、平成15年の廃棄物処理法の改正による広域認定制度の創設に伴い当該制度へ移行されたところであるが、広域認定制度の趣旨は、製造事業者等が自ら廃棄物の広域的な処理を行うことにより廃棄物の減量につながる等の適正な処理の確保される状況において、製造事業者等が自らの責任のもと製品が廃棄物になったものを回収する行為について許可を不要とするものであることから、製造事業者等でない者が店頭で回収された廃棄物の収集運搬のみを行う行為を広域認定制度の対象とすることはできず、したがって許可を取る必要がある。	5015019	日本チェーンストア協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300001	「ごみ出し代行サービス」を廃掃法の許可なく行うことの容認	5004	5004001	個人	11	「ごみ出し代行サービス」を廃掃法の許可なく行うことの容認		独居老人や単身者などが排出する一般廃棄物を、NPO等が戸別収集し、ごみ収集ステーションだけでなく一般廃棄物処理施設まで運搬する場合についても、収集・運搬業の許可を不要とする。	市町村が決めた曜日 時間に「ごみ出し」が困難な住民を対象に、NPO等がごみの戸別収集を行う。いわば、宅配便における「時間帯別サービス」の「ごみ版」である。なお、このサービスを実施する事業者及び利用する住民は、その旨を市町村に届け出るものとする。	体調のすぐれない独居老人や、夜勤が多い単身者は、決められた時間・曜日に「ごみ出し」をするのは負担が大きい。また、こうした「ごみ出し代行サービス」を行政が実施するのは財源・人員の面で限界がある。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	環境省	特区に係る第3次提案募集において、各家庭から最寄りのごみ出し場まで搬出する行為については、廃掃法上の許可は不要であるとの回答を得ているが、処理施設まで運搬する行為についての見解は示されていない。なお、当該サービスを実施するには、「自家用車を利用した物品輸送サービスの容認」が必要である。
z1300002	ごみ処理方式の統一化	5015	5015021	日本チェーンストア協会	11	廃棄物処理法関連 / ごみ処理方式の統一化		地方自治体によるごみ処理方式の統一化について		・横浜市におけるペットボトル自主回収化の一方、東京都における事業系のごみ有料化のごとく都市により対応が不統一である。 ・不統一により、ごみ用ポリ袋等の製造コストをはじめ、社会全体がコスト増となる。 (参考) 指定ごみ用ポリ袋の不統一例 東京都 炭酸カルシウム入り半透明袋 福岡市 透明または半透明袋など エアゾール缶等の廃棄方法の不統一例 缶に穴をあけて不燃ごみ、ガスを完全に抜いて不燃ごみなど 回収不可、不燃性ごみ、少しずつ袋に入れ可燃ごみ、袋に入れ可燃ごみなど	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	
z1300003	廃棄物処理業者に係る規制の緩和	5015	5015019	日本チェーンストア協会	11	廃棄物処理法関連 / 廃棄物処理業者に係る規制の緩和		・廃棄物処理業者に関する緩和 再生資源のみの収集・運搬について都道府県または市町村の許可する処理業者が行なう場合には、都道府県、市町村の枠を越えても可能としていただきたい。 ・納品後の配送トラックでの再生資源の回収を可能としていただきたい。	・リサイクル促進のためにも市町村長、都道府県知事の許可を得た廃棄物処理業者による、再生利用の目的となる廃棄物のみの収集・運搬については、都道府県、市町村を超えても可能としていただきたい。 ・循環型社会の中で、リサイクル促進のため事業者としても可能な限り積極的に取り組む中で、許可を取得した廃棄物処理業者については自治体の枠を越えた収集・運搬を可能としていただきたい。	現状、再生利用の目的となる廃棄物の収集・運搬については、市町村、都道府県より許可を得ている廃棄物処理業者による自治体の枠を越えた収集・運搬は行なうことはできない。このため、店頭にて再生資源の回収等に努めても市町村、都道府県をまたがり出店している当業界においてはリサイクル物の集中処理がスムーズに行なえず、リサイクル促進の妨げとなっている。 再生利用の目的となる廃棄物の収集・運搬を自ら行なう場合は市町村長、都道府県知事の許可は不要であるので商品納入後の配送トラックによる再生資源のみの収集・運搬も同様に可能としていただきたい。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300004	廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止	廃棄物処理法第7条第1項、第6項、第14条第1項、第6項	一般廃棄物処理業については市町村長、産業廃棄物処理業については都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	c	-	廃棄物の処理業の許可については、先述のとおり廃棄物の処理責任や処理の実態に対応する形で、一般廃棄物は市町村長、産業廃棄物は都道府県知事が、その区域の中で適切に業として行うことができるか審査した上で許可し、適切な処理が行われるよう監督する仕組みとなっており、御要望に対応することはできない。						5015020	日本チェーンストア協会	11
z1300005	一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例の創設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、25条第1項第8号	廃棄物処理法第16条(投棄禁止)の規定に違反して廃棄物を捨てた者に対して同法25条に規定する罰則が科せられることとなっている。	c	-	不法投棄行為者に対しては廃棄物処理法第19条の4及び第19条の7の規定に基づき、不法投棄された一般廃棄物の回収又は地方自治体が代執行した場合の費用負担を行わせることが可能であり、費用負担をさせることができる規定は代執行した地方自治体の財政的基盤を担保するものである。不法投棄廃棄物の費用負担を求めることについては、生産者が当該不法投棄行為に対し責任を負っていると考え難いことから、困難である。		貴省からの回答に対し要望主体から下記のとおり意見が提出されている。この点を踏まえ、改めて検討し回答されたい。  <要望者意見> 環境省のご回答は、不法投棄行為者が特定できる場合に限って、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の規定に基づき、不法投棄物の除去命令をすることができるとともに、同法第19条の7の規定に基づき、代執行できるという点においては現行法令で対応可能ではある。しかし、現実には、不法投棄行為者の特定は困難であり、行政代執行を担保する財源がありません。近年、製造者による無秩序な大量生産が行われているなか、大量の廃棄物が排出され続けられています。そもそも、不法投棄の増大は、製造者の無計画な製品設計に起因するものである。そして、一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定に基づき、市町村の責務とされているが、多様な製品の廃棄物処分には大きな負担となっています。不法投棄の取締りについても、市町村及び都道府県により実施されているが、十分なものといえない状況にあります。国においては、環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び環境基本計画を制定してはいるが、不法投棄の防止及びリサイクルは、一向に行われておりません。	c	-	不法投棄行為者が特定できない場合に代執行を担保する財源がないという御指摘については、仮に御提案の内容を実施した場合でも何ら変わるところがなく解決につながらない。 拡大生産者責任とは製品に対する生産者の責任を製品の使用後段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル、適正処理を容易とする等、廃棄物に係る環境負荷を適正に減らすための手法を指すが、不法投棄廃棄物の費用負担を求めることについては、生産者が当該不法投棄に対し責任を負っていると考え難いことから、困難である。	5002001	兵庫県三原郡南淡町	11
z1300005	(上記の続き) 一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例の創設							(上記の続き)  これら環境関連法等に基づき、廃棄物処理ビジネスを推進しているだけで、事業者の拡大生産者責任はないに等しい状況にあります。国には、地方公共団体と共に、美しい環境を保全するための責務があると考えます(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条)。 例えば、ドイツのデュアルシステムのように、回収・保管なども事業者が負担する仕組みであれば、容器包装リサイクル法下の自治体負担の費用は、すべて事業者負担となる。 そこで、今回、当町が提案した「一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例」は、不法投棄の取締り強化による抑止効果が期待できるだけでなく、廃棄物処理の責任は第1次的に生産者が負うべきであり(拡大生産者責任)、多量の廃棄物を生み、リサイクルや処理などが難しく、環境負荷の大きな製品を作った生産者は、その分、多くの費用を負担することになり、生産者は自らの負担を軽減するため、廃棄物の少ない製品や、再使用、リサイクルしやすい製品の開発を促進させる効果があります。 廃棄物処理法に対する全国画一的な考え方を改め、真の環境行政へ転換し、「一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例」として、規制緩和していただきますようお願い申し上げます。				5002001	兵庫県三原郡南淡町	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300004	廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止	5015	5015020	日本チェーンストア協会	11	廃棄物処理法関連/廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止		廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止(緩和) 一般廃棄物は各市町村単位で許可制 産業廃棄物は都道府県単位で許可制	・循環型社会に向け、適正な廃棄物処理の推進は不可欠であり、そのためには地域許可制度を廃止していただきたい。 ・地域許可制度を廃止することにより適正な競争が生じ、優良な廃棄物処理業者の育成につながる。 ・環境にやさしい廃棄物処理技術の発展。 ・廃棄物処理費用負担の軽減。	廃棄物処理業者の地域許可制度により適正な廃棄物処理の推進を妨げている。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	
z1300005	一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例の創設	5002	5002001	兵庫県三原郡南淡町	11	一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項の規定に基づく不法投棄行為に関する罰金処理手続について、政手続法第13条第2項第4号に基づく不利益処分として、同法第3条第2項に基づく措置の特例として、裁判を経ずに地方自治体が不法投棄行為者に対して罰金を科せようとする事で地方自治体の権限を強く、国に納入された罰金を不法投棄された一般廃棄物回収事業基金の特定財源とする。これに加えて、不法投棄された製品の生産者が拡大生産者責任により、不法投棄行為者から徴収した罰金と同額を基金に拠出していただき、不法投棄物回収事業に充てる。	一般廃棄物の不法投棄の防止を図るため、地方自治体が特例として不法投棄行為者に罰金を科す。国に納入された罰金に加えて、拡大生産者責任により生産者に同額の資金を拠出していただき、不法投棄された一般廃棄物の回収事業を実施するための基金を造成する。これを財源として、地方自治体が不法投棄された一般廃棄物の回収事業を実施できるようになり、不法投棄を抑制し税金の無駄遣いをせずに環境保全に寄与するとともに、生産者も廃棄物処理の責務を果たし再生利用可能な環境負荷の小さい製品づくりを促進することができる。このシステムは、不法投棄行為者からただ単に罰金を徴収することが主目的ではなく不法投棄の防止及び生産者の廃棄物に係る費用負担を軽減できる製品づくりを促進するためのものである。	政府の審議会からは、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却するための新たな施策の提言もなされているが、生産者責任の規定、仕組みが不十分である。例えば、容器包装リサイクル法では、容器や包装物の回収・リサイクルに要する費用のほとんどは市町村が負担し、生産者は、市町村が収集・保管などの責務を果たした後に初めて取引・再商品化義務を負うに過ぎない。ほかにも、廃棄物の発生抑制のための具体的方策がなく、逆に従来からあったリユース(再利用)のシステムを壊しかねず、国民が手続きに参画する権利が保障されておらず、地方自治体の権限も弱いなどの重大な問題を抱えている。さらに、廃棄物処理とリサイクルを画然と分けて、別々の法律で定めて、旧態依然とした縦割りの行政を推進している。従来、一般廃棄物の処理は市町村の責務とされ、その処理費用は税金で賄われてきたが、廃棄物を税金で処理するという事は、その製品などを使用した者、使用しない者も含めて納税者が費用を負担することを意味するから、使用者と非使用者との間で不公平であるし、また、使用者、排出者に対して使用、排出を回避する動機づけも働かないという不合理がある。そして、製品に関わる者たちの中で、誰が廃棄物処理の責任を負うべきかであるが、第1次的に生産者がこれを負うべきである(拡大生産者責任)。そうすることによって、多量の廃棄物を生み、リサイクルや処理などが難しく、環境負荷の大きな製品を作った生産者は、その分、多くの費用を負担することになり、生産者は自らの負担を軽減するため、廃棄物の少ない製品や、再使用、リサイクルしやすい製品の開発に取り組むことになる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8号	環境省	
z1300005	(上記の続き) 一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例の創設	5002	5002001	兵庫県三原郡南淡町	12	(上記の続き) 一般廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例						環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300006	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	廃棄物処理法第14条第1項、第14条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業については都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保しているところである。	(1)についてはc (2)についてはb	(1)については- (2)については-	廃棄物の収集運搬について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の収集・運搬過程で当該廃棄物が飛散・流出し、又は収集・運搬に伴う悪臭、騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれがあることため、都道府県等の審査を経た業者のみが実施することとし、かつ業者を日常的な監視の下に置くことが必要とされていることによる。これは鉄道輸送の場合であっても該当し、許可を不要とすることはできない。一方、どのような場合が積替え・保管に該当するかについては、基本的には個別具体的な判断によらざるを得ないが、御指摘のような貨物駅等において、飛散・流出等のおそれのない容器に封入された廃棄物が密閉封印されたコンテナのままトラックへ適正な管理の下で載せ替える作業の取扱いについては、一定の法令解釈を示せないか検討する予定。		(1) 鉄道輸送及び船舶輸送は、コスト面のみならず環境負荷の低減の観点からも有効であること、さらには、産業廃棄物が密閉封印されたコンテナによる輸送については、運搬過程で廃棄物の飛散・流出など生活環境の保全上支障が生ずるおそれが低いと考えられることから、コンテナによる一貫輸送を行う場合で鉄道及び船舶における運搬のみを実施する鉄道運送事業者及び船舶運航事業者については、産業廃棄物収集運搬業及び特別産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とすることに特段の問題はないと考えるが、この点について具体的な対応策を検討され、示されたい。 (2) 回答ではコンテナのままトラックへ適正な管理の下で載せ替える作業の取扱いについて一定の法令解釈を示せないか検討するところだが、平成16年度までに検討し、結論を得、措置することはできないか、具体的に示されたい。	c	-	(1) コンテナを用いることで、運搬容器・運搬施設等に係る構造的な基準が満たされているとみなされる場合が多いことは考えられるが、保管期間、保管量及び騒音等に関する規制を始めとして廃棄物処理法に定める処理基準全体に照らすと、他の方法による場合と同じく生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。特に船舶については、海上への不法投棄の発見及び原状回復が著しく困難とされていることを踏まえ、違法な廃棄物の運搬を未然に防止するための特段の規制がされているところである。以上によりコンテナ輸送について業の許可を不要とすることは適当ではない。	5021126	社団法人日本経済団体連合会	11
z1300006	(上記の続き) 貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し								a		(2) コンテナのままの載せ替え作業が積替え・保管に該当しない事例について、関係者のヒアリング等によりその実態を踏まえて、平成16年度中に必要な措置を講じる。	5021126	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300007	建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外の容認	廃棄物処理法第15条第1項、廃棄物処理法施行令第7条第1号	汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、許可を要する産業廃棄物処理施設としている。	c 後段についてはb	- 後段については-	汚泥の脱水施設のうち一定規模以上のものについては、処理に伴って発生する排水等により生活環境に与える負荷が大きいことから許可を要する産業廃棄物処理施設としている。このことは、建設工事で発生する汚泥の脱水施設についても同様であり、設置・使用期間が一時的であることや、発注者が公共事業者であるか否かにかかわらず、施設の設置に伴って生ずる生活環境の支障を未然に防止する観点から一定の要件を満たしたものにのみ許可することとしており、別異に取り扱うことはできない。なお、申請書類の簡素化については、複写書類の活用等の余地がないか検討していく予定である。		建設工事で用いられる施設のみならず、工場に付設された施設も含め、汚泥の脱水処理施設の中には、水処理設備と一体となっており、生活環境に大きな負荷を与えない施設も多いことから、一定の要件を満たす施設について廃棄物処理法上の施設許可を不要とすべきであると考えているが、この点について改めて検討され、示されたい。 回答中「申請書類の簡素化については複写書類の活用等の余地がないか検討していく予定」とあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。また、平成16年度までに結論を得、措置を講じることの可否についても併せて示されたい。	C(一部a)	及び	汚泥の脱水施設のうち、当該工場又は事業場における事業活動から発生した汚水のみを処理する水処理施設の一装置として設置されており、かつ当該脱水施設が水処理施設と一体的に運転管理され、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響が生じないなど、独立した施設とはみなされないような場合については、許可が必要な施設には含まないこととするなどその解釈の明確化について検討しているところであり、平成16年度中に必要な措置を講じる。 申請書類の簡素化としては、複写書類の活用及び経理的基礎及び欠格要件を判断するための書類の合理化等について、汚泥の脱水施設に限らず、平成16年度中に必要な措置を講じる。	5021117	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300006	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	5021	5021126	社団法人日本経済団体連合会	11	貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し【断規】		(1) 「鉄道コンテナによる一貫輸送を行う場合で鉄道部分の運搬のみを実施する鉄道運送事業者」については、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取得を不要とすべきである。 (2) 少なくとも、貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一した解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。	(1) 鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があり、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コストのみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。	廃棄物処理法 第14条 第14条の4 同法施行令 第6条、第6条の5 同法施行規則 第9条、第10条の11	環境省	(1) 産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。 (2) 産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運航事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場に搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。 このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。	
z1300006	(上記の続き) 貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し	5021	5021126	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し【断規】		(上記の続き)	(上記の続き) (2) 少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じおそれなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なると解される。 廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当すると、駅に囲いをつけなければならないが、公共の場所であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求め都道府県もあり、迅速な業許可の取得が困難となる。 このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。		環境省	(上記の続き) 駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え・保管基準(積替え作業を行うスペースに囲いを設ける等)を満たす必要がある。 加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。	
z1300007	建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外の容認	5021	5021117	社団法人日本経済団体連合会	11	建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外		建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。 少なくとも、建設工事中における泥土の脱水処理施設の設置に係る許可申請については、申請書類の簡素化すべきである。具体的には、例えば、公共・民間公益企業等の発注者の証明書添付を義務付けつつ、当該建設工事を行う事業者に係る「株主の登記簿謄本」「従業員の住民票の写し」「従業員の身分証明書」等の書類の提出については、免除すべきである。	建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、脱水そのものを事業とする施設ではなく、建設事業(工事)実施のための施設であり、廃棄物処理施設とは基本的に異なると考える。 具体的には、下記の点に考慮して、措置を講じるべきである。 当該施設の設置・使用期間は有期かつ一時的であり、工事契約の完了時点で発注者了解の下で、当該施設は不要となること 建設業は請負工事であり、工事施工において採用工法については、国・地方自治体をはじめとした発注者の意向が強く影響するものであり、施工業者の意向だけでは決定できないこと 平成13年11月の廃棄物処理法施行規則の改正により、手続きの一部合理化が図られたことは評価できるが、依然として、地方公共団体からは上乗せ、横断しの要求が出されているのが実態である。	廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号	環境省	建設工事で用いられる泥土の脱水施設(シールド工事、現場内杭工、連続地中壁工事等で発生する泥土の脱水処理施設等)は、廃棄物処理法上の汚泥の脱水施設とされており、当該施設を設置しようとする土地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300008	再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化	廃棄物処理法第9条の8、同法施行規則第6条の2から第6条の12まで 廃棄物処理法第15条の4の2、同施行規則第12条の12の2から第12条の12の7まで	再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法上の特例制度である。	(1)についてはc (2)についてはb	(1)については- (2)については	(1)再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限って業の許可及び施設の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。御要望の生産施設を活用した燃料化(サーマルリサイクル)は、そもそも再生利用認定制度の対象となる再生利用にはあたらないため、再生利用認定制度の対象とすることはできない。ばいじん又は焼却灰やパーゼル条約規制物質を含むいわゆる有害物質を含むおそれのある廃棄物のリサイクルは、本制度の中で運用する場合、生活環境への影響が懸念されるため対象とすることは困難である。ガス化によるアンモニア原料化手法での再生利用については、何の廃棄物についてどのような処理を行うのか不明であり判断はできない。再生利用認定制度の指定基準は現行の廃棄物処理法において示しているところである。  (2)標準処理期間については、再生利用認定制度が関係自治体の処理責任、処理業の許可の発給を不要とする制度であり、自治体における許可に係る事務処理以上に審査に時間を要するものであることを踏まえ、今後設定してまいりたい。		回答では標準処理期間を設定するとあるが、平成16年度までに実施されることの可否について検討され、示されたい。	(1)についてはc (2)についてはa	平成16年度中に標準処理期間を設定する予定である。	5021119	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300008	(上記の続き) 再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化											5021119	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300009	自給飼料製造における産業廃棄物処理施設設置及び処理業許可の廃止	廃棄物処理法第14条第1項、第6項、第15条第1項	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	c	-	一定の産業廃棄物処理施設は、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていない場合は、廃棄物が安定化・無害化されず、また施設の稼働そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、このようなおそれのある施設を許可対象として規制しているものである。具体的にどのような施設を想定されているか不明であるが、仮に御要望の施設が許可対象施設に該当する場合は、製造品を全て自家で使用するものであっても、施設を稼働することによる生活環境への影響が変わるものではないため、要件を満たした上で許可を取得することが必要である。 産業廃棄物の処理を業として行うことについても、廃棄物の処理を実施すること自体が生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるため、都道府県等の審査を経た許可の取得を要し、都道府県等によるきめ細やかな監督に置くこととしている。したがって、廃棄物を再生利用して得られる製造品自体は全て自家で使用するものであっても、他者から廃棄物を受託して処理を行う以上、廃棄物の処理を業として行うことによる生活環境への影響が変わるものではないため、要件を満たした上で許可を取得することが必要である。		回答では産業廃棄物処理施設及び処理業許可を廃止することは困難とされているが、食品循環資源の再生利用を促進する観点から、食品リサイクル法による廃棄物処理法の特例のみならず、産業廃棄物処理施設及び処理業の許可についても何らかの措置を講じることができないか、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回の要望に対する回答でお答えした許可制度の趣旨にかんがみ、食品循環資源の再生利用の促進という抽象的な必要性のみで規制を緩和することは困難である。廃棄物処理法においても生活環境の保全の観点から廃棄物の再生利用等を促進するため、再生利用認定制度及び広域認定制度を設け、生活環境保全上の問題がないことを十分確保できる形で必要な規制合理化を行ってきたところである。	5036002	株式会社武井建設	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300008	再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化	5021	5021119	社団法人日本経済団体連合会	11	再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化【断規】		(1)平成15年3月28日の規制改革推進3か年計画(再改定)において、2003年度中に、「再生利用認定制度の対象範囲の拡充」を図る旨明記されたところであり、生産施設を活用した燃料化(サーマルリサイクル)ばいじんまたは焼却灰、パーゼル条約規制物質についても、再生利用認定制度の対象に含めるべきである。 また、「ガス化によるアンモニア原料化手法での再生利用」についても、認定対象とすべきである。 (2)当該制度の認定について、合理的な指定基準を定めるとともに、例えば3カ月以内といった標準処理期間を定める等により、事務処理の迅速化を図るべきである。		規制改革推進3か年計画の再改定において、平成15年度中に、「再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく旨明記されている。リサイクルを促進する観点から、施行規則の見直しも含めて、本制度の適用範囲を着実に拡大していくべきである。 現行では、再生利用品は「受け入れる産業廃棄物を再生品の原材料として使用すること」とされて、用途・品目が限定されている。循環社会形成推進基本法でもサーマルリサイクルの有用性は認められており、埋立処分するよりは有効である。サーマルリサイクルも認定対象にされれば、応用範囲が広くなり、生産施設を活用したリサイクルが促進される。	廃棄物処理法 第9条の8(一般廃棄物)第15条の4の2(産業廃棄物)同法施行規則 第6条の2、第6条の4(一般廃棄物)、第12条の12の2、第12条の12の4(産業廃棄物)	環境省	1997年の廃棄物処理法の一部改正により、「再生利用認定制度」が導入され、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上の支障がない等の一定の要件に該当する再生利用であると環境大臣が認定した者については、処理業及び処理施設に係る許可を不要とすることとされた。しかしながら、当該再生利用認定制度は、下記の場合には適用対象となっていない。 燃料としての使用の場合(同法施行規則第6条の4第1項第4号及び5号、第12条の12の4第1項第4号及び5号) ばいじんまたは焼却灰(同法施行規則第6条の2第1号、第12条の12の2第1項第1号)パーゼル条約規制物質(同法施行規則第6条の2第1項第2号、第12条の12の2第1項第2号) 加えて、製鉄事業者が高炉還元剤として再生利用する場合やコークス炉の化学原料化として再生利用する場合には本制度が認定されているが、「ガス化によるアンモニア原料化手法による再生利用の場合」には認められていない。
z1300008	(上記の続き) 再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化	5021	5021119	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化【断規】		(上記の続き)		(上記の続き) 非鉄金属製造業界では、銅・鉛・亜鉛・カドミウム・水銀といった一部では有害元素とされる非鉄金属を、ばいじん・焼却灰・電池などから回収するリサイクルに取り組んでいる。当該認定を受けるにあたって厳格な審査を受けるのであるから、審査によって、非鉄金属を回収できる技術的能力・経理的能力等を有すると認められた事業者に対しては本制度の適用を認めるべきであり、一律に適用対象外とすべきでない。 パーゼル条約規制物質も、既にリサイクルが行われているにもかかわらず、当該制度の特典が受けられないし、と同様、審査によってその能力等が認められた事業者に対しては本制度の適用を認めるべきであり、一律に対象外とすべきではない。 「ガス化によるアンモニア原料化」は残さ率が小さく、また、アンモニアという化学原料となることからマテリアルリサイクルに極めて近いケミカルリサイクルと言え、再生利用促進の趣旨に合致する。		環境省	
z1300009	自給飼料製造における産業廃棄物処理施設設置及び処理業許可の廃止	5036	5036002	株式会社武井建設	11	自給飼料製造の産業廃棄物処理施設設置及び処理業許可廃止		畜産で農業参入を図り健全な畜産経営を維持し国家の自給率アップと生ゴミの焼却削減を促進する為には、食品循環資源を飼料化し、自給自足する必要がある。よって食品循環資源を自家の家畜飼料に製造する場合は、産業廃棄物の中間処理施設設置許可及び同処理業の許可を要しないこととする。	新たに建設業者が畜産農業への参入を目指したとき、家畜飼料を自家製造することにより、より健全な畜産経営が可能となり自由な価格競争の基で迅速に農業参入が可能となる。更に生ゴミの減量化と農業生産物の自給率向上が図れる。自家の飼料製造については、産業廃棄物処理関係の許可を廃止する。	建設業者の畜産農業参入に当たり、自家飼料製造を行う場合に書類作成や管轄官庁の書類審査に長期間(概ね1年間)を要し、参入を制限している。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300010	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し	廃棄物処理法 第8条の3、同法施行規則第4条の5第1項第2号ル及びバラ第15条の2の2、同法施行規則第12条の7第5項	ダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一酸化炭素濃度を管理することとしている。	b		TOX計については、ダイオキシン類の排出を連続的に観測するための測定機器として、現在、開発が進められているものと承知しているが、分子量の大きい前駆物質が測定しにくい等の問題点も依然として残されていると承知している。このため、TOX計等によるダイオキシン又はその前駆物質の連続測定管理への採用の技術的可能性について検討する予定。		回答ではTOX計等によるダイオキシン又はその前駆物質の連続測定管理への採用の技術的可能性について検討する予定とあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。また、平成16年度までに結論を得、措置を講じることの可否についても併せて示されたい。	b		平成16年度から検討を行う予定であるが、技術的な可能性が不明であるので現時点で結論を得る時期については明示できない。	5021127	社団法人日本経済団体連合会	11
z1300011	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定 報告義務の負担軽減	廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項	前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物については、50トン以上)である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事等に提出しなければならないとされている。	についてはc についてはe についてはd	については- については	<p>について・・・多量排出事業者の判断基準としての「産業廃棄物の発生量」については、従来より廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を用いている。これは、産業廃棄物発生量の過半を超える多量排出事業者に対し、処理計画の作成及び都道府県への報告を義務づけることにより、産業廃棄物の発生状況の把握するとともに、自己直接再生量や自己中間処理も含めて廃棄物の減量化の状況を把握し、その促進を図るといふ本制度の趣旨によるものであり、外部への委託量のみ計上することは本制度の趣旨に沿わないと考える。</p> <p>について・・・平成13年に環境省が策定したマニュアルでは「製造業等」と「建設業等」に分けて処理計画の作成単位を示すなど、業態特性にも配慮しているところである。</p> <p>について・・・当該マニュアルがさらに活用されるよう都道府県等に働きかけていきたい。</p>		(貴省回答、について) 当該制度の導入の目的の一つとして、排出量の減量化促進があると解されることから、例えば、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないとするなど、多量排出事業者に係る計画策定、報告義務に関し、何らかの負担軽減策を講じることができないか、改めて検討され、示されたい。 (貴省回答、について) 回答では都道府県等に働きかけるとあるが、具体的な内容、実施時期を示されたい。	c, e, e については- については	多量排出事業者の判断基準としての「産業廃棄物の発生量」については、従来より廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を用いている。これは、産業廃棄物発生量の過半を超える多量排出事業者に対し、処理計画の作成及び都道府県への報告を義務づけることにより、産業廃棄物の発生状況の把握するとともに、自己直接再生量や自己中間処理も含めて廃棄物の減量化の状況を把握し、その促進を図るといふ本制度の趣旨によるものであり、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないとするは本制度の趣旨に沿わないと考える。マニュアルの活用については、都道府県担当者会議等の機会をとらえて継続的に働きかけていきたい。	5021120	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300011	(上記の続き) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定 報告義務の負担軽減											5021120	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300011	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定 報告義務の負担軽減											5079004	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300010	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し	5021	5021127	社団法人日本経済団体連合会	11	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し		ダイオキシン排出量の測定に関して、石炭助燃など特殊な条件の炉については、排ガス中の一酸化炭素濃度管理のみならず、TOX(ダイオキシンの前駆体)計での連続測定管理の採用についても、選択肢の一つとして認めるべきである。		石炭などで助燃している炉においては、ダイオキシンが出ていないにもかかわらず、規制遵守条件のCO基準である100ppmを超えてしまい、運転ができない。 CO濃度は、焼却の燃焼状態をモニタリングするには適しているが、ダイオキシン類生成には、燃焼による生成(一次生成)と再生成による生成(二次生成)が存在するため、ダイオキシン排出の的確な指標とはならない場合がある。また、低CO濃度域におけるダイオキシンとCO濃度の相関関係は非常に低いとの実証データもある。 これに対して、ダイオキシン前駆体には、二次生成の影響を含むダイオキシンとの相関関係があるとの研究データがあり(名久井博之氏、平岡正勝氏論文等)、COの濃度と比較しても高いことは既に確認されている。このことから、ダイオキシン前駆体を測定する各種計測器(TOX計等)を用いることで、CO濃度と同等以上のダイオキシン類排出管理を行うことができる。	廃棄物処理法 第8条の三(一)廃、第15条第1項(陸)廃 同法施行令 第7条第3号等(陸)廃 同法施行規則 第4条の5のル及びワ(一)廃、第12の7(陸)廃	環境省	2002年12月に、ダイオキシンに対する規制が強化された。例えば、処理能力が4トノ/時以上の既存施設に係るダイオキシン排出基準は、「80ng/m <sup>3</sup> 以下」から「1ng/m <sup>3</sup> 以下」に変更された。 ダイオキシンの測定には、費用(約30万円/回)と時間(約1.5ヶ月間/回)がかかることから、年1回の測定でよいことになっているが、これだけでは、この数値を常に満たしているかの確認が不十分であることから、代替指標として、CO濃度の測定が義務づけられている。 石炭助燃の炉などではCO濃度(100ppm以下)での管理が極めて困難であるため、ダイオキシン濃度は規制値を大幅に下回っているにもかかわらず、操業不能な状態に陥っている。
z1300011	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減	5021	5021120	社団法人日本経済団体連合会	11	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減		多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。 また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。 加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。		平成12年の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に対する計画策定及び報告等が義務づけられたが、この改正趣旨には、埋立処分場残存量や産廃処理場の処理能力の逼迫を背景に、排出量の減量化促進が含意されていたと解される。 現行規定では、例えば極端な例として、汚泥発生量1,000tを事業場内の処理施設で脱水、焼却し、残さを有価で売却して廃棄物排出量を0にしている事業者には、多量排出事業者としての報告義務が課されるが、汚泥発生量999tの全てを外部へ処理委託する事業者には当該報告義務は課されないといった不合理が生じている。 よって、排出量を基準未滿に削減した事業者に対しては当該計画策定及び報告義務を課さないこととするにより、自事業場内の処理施設での減量化や有効利用を促進すべきである。	廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3、第6条の7	環境省	廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t年以上又は特別管理産業廃棄物が50t年以上の事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとなった。 併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公衆の縦覧に供する方式で公表することとされた。
z1300011	(上記の続き) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減	5021	5021120	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減				(上記の続き) 当該計画及び報告の内容・書式等について、環境省より「マニュアル」が示されているが、当該都道府県の裁量に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大である。 とりわけ建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県が年毎に変わることで、産廃の種類・量も変動が大きいことから、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。 当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となってデータの信頼性も低下している。 全国的にデータの共有化が図られれば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。		環境省	
z1300011	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減	5079	5079004	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	多量排出事業者の判断規準の合理化		多量排出事業者の判定規準において、前年度の産業廃棄物発生量、特別管理産業廃棄物発生量等は「外部への処理委託する量」とする。		自事業所内の処理施設等で減量化・有効利用を行って排出量を削減しても、多量排出業者とされ処理計画等の知事宛報告義務が免除されていないので、同報告義務を免除し、廃棄物の減量化・有効利用を進めるため、事業者の報告書作成、提出事務及び自治体の確認、受理事務の削減となる。	廃掃法第12条7、8項、令第6条の3、6条の7	環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300012	廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等	廃棄物処理法第 8 条第 2 項、同法施行規則第 3 条 廃棄物処理法第 15 条第 2 項、同法施行規則第 11 条	一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法第 8 条第 2 項及び廃棄物処理法施行規則第 3 条に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。 産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法第 15 条第 2 項及び廃棄物処理法施行規則第 11 条に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。	(1) b c b (2)b	(1) については - に及 び (2)については	(1) について・・・ に掲げられた廃棄物処理施設の許可等に係る申請書類については、申請者の事務の合理化を図る観点から、簡素化していくこととしており、平成 13 年 12 月には規則改正により、都道府県知事 (保健所設置市の場合は市長) の判断で、先行許可に係る許可証 (住民票の写し、登記事項証明書又は株主登記簿謄本といった欠格要件に係る書類を提出して受けた、廃棄物処理業又は廃棄物処理施設の設置の許可) の提出をもって、欠格要件に係る書類を代替できる規制緩和措置を講じたところ。今後はこの制度が一層活用されるよう都道府県等に周知していくとともに、欠格要件に係る書類や経理的基礎を示す書類 (貸借対照表、損益計算書、法人税の納付額等) については、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置の許可を申請するような場合に複写書類の活用を可能とする等により簡素化の余地がないか検討する予定である。 なお、 に関しては、自社処理の場合についても経理的基礎や人的要件を許可要件としているのは施設設置者の倒産等により、適正な維持管理が行われなくなることなどを防止するために平成 12 年廃棄物処理法改正により設けたものである。自社処理であっても、このように適正な維持管理が行われなくなるおそれは、処理業者と変わるものではないことから自社処理であることを理由にご要望の規制緩和措置を図ることは法の趣旨に反するものであり、対応は困難である。			a c a (2)a	又は 先行許可に係る規制緩和措置の活用、判断基準の明確化及び申請書類の簡素化 (複写書類の活用等) いずれについても、平成 16 年中に必要な措置を講じる。	5021121	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300012	(上記の続き) 廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等					(上記の続き) 一方 に掲げられた、一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとする場合の 役員の住民票等の写しの添付については、産業廃棄物の場合において先行許可に係る許可証提出をもって住民票の写し等を不要としていることになり、5 年間は変更のあった者のみの写しを提出するよう見直ししたい。 (2) について・・・ 審査期間については、平成 9 年以降欠格要件をはじめとする許可要件が強化されたことに伴い、長期化する傾向にあるが審査の公平性・適法性の要請を満たしつつ、判断基準の明確化及び申請書類の簡素化により、その短縮に資するよう取り組んでいく考えである。						5021121	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300012	廃棄物処理施設の設置 変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等	5021	5021121	社団法人日本経済団体連合会	11	廃棄物処理施設の設置 変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等		<p>(1) 廃棄物処理施設の設置 変更の許可申請手続に伴う書類を簡素化すべきである。とりわけ、廃棄物処理を業として行わない施設に係る申請手続の場合には、役員の住民票や登記事項証明書等の個人情報や、貸借対照表や損益計算書、法人税納付済証明書等の経理関係書類など、提出書類の削減を図るべきである。</p> <p>また、一般廃棄物処理施設を設置 変更しようとする場合、産業廃棄物処理施設と同様、「役員の住民票等の写し」の添付については、全ての添付資料を提出後、5年間は変更のあった者のみの写しを添付すればよいこととするべきである。</p> <p>(2)当該許可申請に伴う審査期間を短縮すべきである。加えて、申請書受理日の設定条件等を明確化すべきである。</p>		<p>(1) 廃棄物処理施設の設置許可の欠格要件は、廃棄物処理業の許可の欠格要件と同等となっている。しかしながら、業の許可の欠格要件は、そもそも暴力団関係者や成年被後見人等の不適格者が事業を行うことを禁じるための要件と解されるが、施設に対する規制の目的は、排出事業者・処理業者を問わずに「環境負荷」を規制することが本旨と解される。したがって、施設の許可申請に伴う添付書類については、簡素化すべきである。</p> <p>とりわけ、現行では、他人の廃棄物処理を行わない排出事業者の構内に設置された廃棄物処理施設に対しても、同等の規制が適用される。そのため、多くの役員等を配置する上場企業では、下記のような、膨大な事務的負荷が発生している。</p> <p>(a) 役員の任期終了等に伴う変更において、変更した役員の数だけ(大企業では10数名等)の住民票及び登記事項証明書を提出する事務負担が発生。</p>	廃棄物処理法 第15条、第15条の2の4等(産業廃棄物処理施設)、第8条、第9条(一般廃棄物処理施設) 廃棄物処理法施行規則 第1条、第3条等	環境省	廃棄物処理施設の設置 変更に伴う許可申請手続に要する添付書類は膨大である。また、審査にも非常に長い期間を要する。
z1300012	(上記の続き) 廃棄物処理施設の設置 変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等	5021	5021121	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 廃棄物処理施設の設置 変更の許可申請手続に伴う提出書類の簡素化等				<p>(上記の続き)</p> <p>(b) 役員が海外にいる場合の事務的負担、あるいは外国籍の役員に対する事務負担が大きい、あるいは取扱いが不明瞭。</p> <p>(c) 工場内の施設毎に届出が必要のため、変更した役員1名につき施設数(大企業では10数件等)の住民票や登記事項証明書の取得等の事務負担が発生。</p> <p>一般廃棄物処理施設に係る申請は、今後、資源リサイクルを推進するにあたって増加が予想される。産業廃棄物処理施設と同様、申請手続を短期間かつ効率的に実施できるようにすべきである。上場企業など社会的信頼性が確保されている場合であって、自社の廃棄物処理のみを行う場合には、個人情報や経理関係書類等の添付書類を簡素化すべきである。</p> <p>(2) 現状では、許可申請書の作成から許可がおりるまでに約3ヶ月を要している。また、申請書受理日が不明瞭である。</p>		環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300013	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日環産第276号) 平成9年12月厚生省告示第259号 平成9年12月厚生省告示第261号	建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるものうち、含水率が高く微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。 また、再生利用認定制度の対象となる産業廃棄物等については、告示で定めている。	c	-	廃棄物について、廃棄物処理法により取扱いそのものを管理する必要があるのは、取引価値が無いこと等により不要であるために放置されるなどぞんざいに扱われ、それが原因で生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に持っているためであり、建設汚泥もこのような事情により従来から廃棄物として取り扱っているところである。なお、当然ながら建設汚泥を改良し、有価物として利用できるようになれば廃棄物処理法は適用されない。廃棄物にあたるか否かの判断時点も、不要物であるためにぞんざいに扱われる可能性が生ずる時点、すなわち排出された時点で判断されることが基本である。建設汚泥については、その脱水過程で薬剤を用いたり、脱水処理後であっても、多少の降雨等により即座に流動性を持ち、流出する等の生活環境保全上の支障を生じさせるようなものも「土砂」とされ、廃棄物処理法の規制が及ばなくなる可能性があることから、脱水処理後において廃棄物か否か判断を行うことは適当ではないと考える。なお、のうち建設汚泥に係る再生利用認定制度については、現在認められている高規格堤防の築造材以外に、汚泥の再生利用の促進に寄与し、再生品の利用が見込まれる等の要件を満たす具体的な再生利用の方法を承知していない。		再生利用認定制度の審査期間の短縮を図ることが要望されているが、この点についての具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c(一部a)	-	平成16年度中に標準処理期間を設定する予定である。	5021116	社団法人日本経済団体連合会	11
z1300013	(上記の続き) 廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し											5021116	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300014	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項	排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該廃棄物の性状に応じた適切な収集運搬を行う必要があり、当該能力を担保するため廃棄物収集運搬業の許可の取得を必要としているものであり、同一事業場内であるか否か、あるいは資本関係のある子会社か否かによって変わるものではない。 ただし、これまで同一敷地内で当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集等を行うような場合は、排出事業者の自ら処理として許可の対象にしていなかった。この補助者の取扱い等について企業の分社化の実態に即した解釈を明確にできないか、検討していきたい。 一方、分社化は企業の一部門である場合に比較し経済的な独立性を確保し競争力を高める等の目的で行うものであるから、新たに経理的基礎をはじめとする申請者の能力に係る基準を審査した上で、業の許可を取得していただくことが必要である。	b				1- 要望内容は、親会社が連結子会社を実質的に支配する関係にあるという考えに基づき、連結子会社が親会社から排出される廃棄物のみを親会社の構内において処理する場合は、実質的に親会社での自己処理とほぼ同等と考えられるため、このような場合には連結子会社における廃棄物処理業の許可を不要とすることを求めるものである。この点について、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 1- 上記1- を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。 2 回答中「補助者等の取扱い等について解釈を明確化できないか検討する」とあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。また、平成16年度までに結論を得、措置を講じることの可否についても併せて示されたい。	b(一部a)		補助者の取扱いについては、企業の分社化の実態に即した解釈を明確にできないか検討し、平成16年度中に必要な措置を講じる。 また、当該措置をもとに、連結子会社が親会社から排出される廃棄物のみを親会社の構内において処理する場合の取扱いについて、関係者のヒアリング等により実態を踏まえた検討を行うこととする。 なお、この検討においては、連結子会社は財務状態を判断するに当たって親会社と経済的な支配従属関係にあるものとして一つの企業集団とみなされるものであり、廃棄物処理法上自ら処理に該当するかは、これとは別途廃棄物の処理における具体的な管理監督においても実質的に支配関係にあるのかという観点から判断することとなる。	5021118	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300013	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	5021	5021116	社団法人日本経済団体連合会	11	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し		建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。 とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。 また、高規格堤防の築造材に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。加えて、本特例制度の審査期間の短縮を図るべきである。		建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く用途によって柔軟に使い分けを可能とすべきである。 とりわけ、当該建設汚泥が有害な不要物であるか否かは、作業所等から排出する段階で判断すべきであり、杭工事等の掘削の最終段階等で汚泥と判断するのは早計である。特に自硬性汚泥については、建設資材としての利用価値が高い。掘削泥を脱水処理や安定処理等を行うことによって「200kN/m <sup>3</sup> 」の基準を満たすことは十分に可能であるにもかかわらず、現行規制の下では、作業所等で土質材料等として再利用できるものも「廃棄物」として処分せざるをえない状況にある。これは循環型社会の形成の趣旨に反する。	廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日厚生省衛産第20号) 平成9年12月26日厚生省告示第259号 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」	環境省	廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。 コーン指数200kN/m <sup>2</sup> 以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定)。「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日)
z1300013	(上記の続き) 廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	5021	5021116	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し		(上記の続き)		(上記の続き) また、「有用物」か「不要物」かの判断が、都道府県担当者によってまちまちである。 さらに、高規格堤防の築造材として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度と実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。構造物の裏込めや土地の造成等について、また、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。		環境省	
z1300014	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	5021	5021118	社団法人日本経済団体連合会	11	分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し		近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。 (1)少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかでない場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。 (2)加えて、排出事業者の連結子会社等が、当該親会社の廃棄物の収集運搬及び処理のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかでない場合には、「自己処理」と同等に位置付け、収集運搬業・処分業の許可を不要とすべきである。		近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。 資本関係、処理対象物(親会社からの供給のみ等)、収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)等の諸条件を勘案し、実質的に親会社の管理が徹底されていると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講じるべきである。 とりわけ、構内でのみの収集運搬を連結子会社が行う場合(左記要望(1)のケース)は、不法投棄が行われることは考えにくく、業許可は不要とすべきである。多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。	廃棄物処理法第7条第11項、第14条第11項、第14条の4第1項 廃棄物処理法施行施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、 第10条の3第2号 平成5年3月31日厚生省産業廃棄物対策室長通知(衛産36号)	環境省	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。 行政通知により、排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内でのみの収集運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300014	( 上記の続き ) 分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し											5021118	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300015	無価物等のリサイクルを促進するための規制の見直し	廃棄物処理法第 2 条	廃棄物に該当するか否かは、単に有償・無償のみで判断されるものではなく、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされている。	については c	-	リサイクル目的で再生利用を行うとしても、取り扱うものが廃棄物である以上、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、リサイクル目的であると認められることにより、その原料たる物や再生品が一律廃棄物処理法の除外とするのは不適當である。むしろリサイクル目的であるとして不適當処理を行う事例が後を絶たないのが現状である。		回答中 輸送費の扱いなどについてより明確な解釈が示せないか検討する予定」とあるが、具体的な検討スケジュールを示されたい。また、平成16年度までに結論を得、措置を講じることの可否についても併せて示されたい。	については c、ついては a	輸送費の扱い等に係る解釈の明確化については、関係者から問題となる事例のヒアリングを行う等により実態を踏まえて、平成 16 年度中に必要な措置を講じる。	5021115	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300015	( 上記の続き ) 無価物等のリサイクルを促進するための規制の見直し			については b		( 上記の続き ) 廃棄物に該当するか否かは、単に有償・無償のみで判断されるものではなく、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところ。このため個別事業に即して判断する必要があるが、御指摘の輸送費の扱いなどについてより明確な解釈が示せないか検討する予定である。						5021115	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300014	(上記の続き) 分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し	5021	5021118	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し		(上記の続き)  (3)また、廃棄物処理法上の許認可を持っていた親会社が、分社化により、廃棄物処理部門を子会社にそのまま引き継ぐ場合には、簡易な手続きによって、廃棄物処理法上の許認可を子会社に継承できるようにすべきである。 (4)さらには、グループ会社間で廃棄物処理に係る事業を行う場合や、同一敷地内で廃棄物処理に係る事業をアウトソーシングする場合についても、「自己処理」と位置付け、収集運搬業及び処分業の許可は不要とすべきである。		(上記の続き)  許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実感を踏まえ、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社 関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。 「これまでも工場内等の限られた区域内において、当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集当を行う行為については、排出事業者の自ら処理として許可の対象としていない」『各府省等における規制改革に関する内外からの意見要望等に係る対応状況』(2003年 5月)から抜粋)とのことであり、この「補助者」の概念を逐次拡大し、上記のような条件を満たす場合には、実質的に親会社の「補助者」として認めるべきである。		環境省	
z1300015	無価値物のリサイクルを促進するための規制の見直し	5021	5021115	社団法人日本経済団体連合会	11	無価値物のリサイクルを促進するための規制改革		無価値あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 まずは少なくとも、有償で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有価値物」と同様に扱うべきである。		現行の廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範に定義するとともに、廃棄物処理に対して厳格な規制と煩雑な許認可手続きを規定している。このため、循環型社会の一層の推進が至上命題になっているにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な諸規制を一律的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルを阻害している場合もある。 廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するためには、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」ことが必要である。	廃棄物処理法第 2条 同法施行令第 2条 等	環境省	資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理業」ならびに「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。 現行の廃棄物処理法では、「廃棄物」は、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義しており、通達等により実務上「廃棄物」か否かは、「有価値物」か「無価値物」かによって判断することとしている。 また、有償で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる(運搬費の逆ざや)など逆有償の場合には、行政指導によって、「有価値物」ではなく「廃棄物」に分類されてしまったため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。
z1300015	(上記の続き) 無価値物のリサイクルを促進するための規制の見直し	5021	5021115	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 無価値物のリサイクルを促進するための規制改革		(上記の続き)		(上記の続き)  少なくともまずは、資源循環・リサイクルする場合には、輸送費の扱いなど、「有価値物」と「廃棄物」の区別を柔軟にすべきである。 現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を安価に仕入れた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるにもかかわらず、遠地からリサイクル原料を仕入れた場合には、輸送費がかさんだために「廃棄物」となり、産業廃棄物中間処理業の許可が必要となるといった事態が生じる。全く性状の同じ物品であっても、近地から運んだ場合は有価値物、遠地から運んだ場合は廃棄物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。		環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300016	一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合の委託先の市町村への「通知」の不要化	廃棄物処理法施行令第4条第9号	市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合、処分場所が委託した市町村以外にあるときは、当該処分場所がその区域内に含まれる市町村に対して、政令で定められた事項を通知しなければならない。	c	-	市町村は自らの処理区域内で排出された一般廃棄物について処理を行うため一般廃棄物処理計画を定め、市町村自らが処理すべき一般廃棄物については市町村自らの責任で処理しなければならない。また、当該廃棄物について民間業者に委託する場合は、委託した市町村が適正処理について貫徹されるよう責任を負うものであり、受託した民間業者が他の市町村の区域において処理する場合も同様である。市町村が委託した一般廃棄物の処分又は再生の場所が委託した市町村以外の区域にある場合にその処分又は再生先の市町村に対して処分する場合は、委託した市町村及びその市町村から一般廃棄物を持ち込まれた市町村相互間の一般廃棄物処理計画の整合性を保つとともに、その処理を委託した市町村の処理責任及び当該処理が行われる市町村の監督責任を徹底させるため、委託した市町村が処理先の市町村に対して通知を行うものであり、現に通知を行わずに一般廃棄物の委託処理が行われ生活環境保全上支障が生じた事例も存在するため、当該通知義務について外すことは、適切でない。なお、関係市町村間の連携が図られ、円滑かつ適正な処理が確保されるよう、周知徹底・助言を行ってまいりたい。		要望内容は、ばいじんを山元還元により非鉄金属を回収し、再資源化することを想定しており、その場合には、例えば再生利用認定制度を活用するなど何らかの措置を講じることはできないか。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その実施時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	-	ばいじんはダイオキシン類や重金属類の有害物質を含むものとして特別管理一般廃棄物に該当するものであり、これらの廃棄物について山元還元等の再生利用を行う場合であっても、その廃棄物の処理の過程での生活環境への影響が懸念されることから、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設設置の許可を与えるにあたっては厳格な審査を要するものであり、再生利用認定制度の対象廃棄物とすることは困難である。	5147001	岐阜県多治見市	11
z1300017	石炭との混焼式廃棄物焼却炉(流動床炉等)のCO濃度規制の緩和	廃棄物処理法施行規則第4条の5第1項第2号(但書(同規則第12条の7第5項のきていによりその例によることとされる場合を含む。)) 環境大臣の定める焼却施設を定める件(平成13年10月環境省告示57号)	ダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一酸化炭素濃度を管理することとしている。	c	-	ダイオキシン類の排出抑制のためには完全燃焼させることが重要であり、そのための燃焼管理の指標として排ガス中の一酸化炭素濃度が基準として設定されている。 ただし、焼却施設の構造及び運転管理の特性から、必然的に、排ガス中の一酸化炭素濃度が高い場合であっても、排出されるダイオキシン類が十分かつ安定的に低減される施設については、セメント焼成炉等のように代替措置が適用されている。 単に、廃棄物と石炭を混焼する焼却炉であることをもって、その構造及び運転管理の特性から必然的に排ガス中の一酸化炭素濃度が高くなるとは言えず、したがって、一酸化炭素濃度の維持管理基準を適用しないことは困難である。		要望内容は、廃棄物と石炭を混焼するサーマルリサイクルを目的とした廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度をを用いることが適当でないとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号(但書)にある「環境大臣が定める焼却施設」に追加することを求めるものである。この点から、当該焼却炉を追加すべきかどうか検討することを含め、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	-	方法・設備の如何を問わず単に「サーマルリサイクルを目的とした廃棄物と石炭を混焼する焼却炉」であることをもって、その構造及び運転管理の特性から必然的に排ガス中の一酸化炭素濃度が高くなるとは言えず、したがって、一酸化炭素濃度の維持管理基準を適用しないことは困難であると回答した次第である。	5111017	社団法人日本自動車工業会	11
z1300018	都道府県等による事前協議制の見直し	地方公共団体の指導要綱、行政指導	地方公共団体が条例を制定するなどしている。	d	-	廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置そのものが、生活環境保全上の支障を来すおそれがある一方、廃棄物処理が日常生活及び経済活動にとって必要不可欠な事業であることから、住民の方の御理解を得て円滑に実施していくことが重要である。したがって法律の趣旨を逸脱しない限りにおいて、適正な処理であることについて住民の方の御理解を得て円滑に実施していく観点から、地域の事情に応じて条例を制定することは差し支えないと考える。一方、廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係は法律の趣旨を逸脱しないか常に注視しているところであり、過去の施行通知においてその趣旨について徹底しているところ。		地方公共団体の条例、行政指導等が廃棄物処理法の趣旨に逸脱したものとならないよう、地方公共団体に対し更に必要な技術的助言等を行うべきと考えるが、具体的な対応策について検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	-	前回要望に対してお答えしたとおり、廃棄物処理法と地方公共団体の条例、行政指導等との関係については法律の趣旨を逸脱しないか常に注視しているところである。産業廃棄物については、部局長会議等の場を通じて、都道府県に対し廃棄物処理法の定める規制を超えるような要綱については必要な見直しを行うなど法の趣旨に則った行政運用をお願いしてきているところであり、今後とも個別の事案に即して必要な対応を行っていききたい。	5021122	社団法人日本経済団体連合会	11
z1300019	不正軽油対策の強化	廃棄物処理法第16条、第25条第1項第8号	硫酸ビッチに限らず廃棄物の不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の規定により禁止されており、違反した者は5年以下の懲役又は1000万円以下(法人が関与した場合は1億円以下)の罰金に処せられる。	b	-	環境省においても、関係省庁に呼びかけ、硫酸ビッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議を開催し、連携の強化を図るとともに、更なる対策の強化を図るため、現在、中央環境審議会においても、廃棄物処理の観点から、硫酸ビッチの不法投棄・不適正保管対策について、議題の一つとして検討を開始したところ。		回答では、中央環境審議会において検討を開始したとされているが、開催状況及び検討内容について具体的に示されたい。また、要望は実効性のある対策及び罰則の強化を求めているものであり、この点についても具体的に示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、平成16年度末までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	-	中央環境審議会において、廃棄物・リサイクル対策に係る個別課題の一つとして、硫酸ビッチの不法投棄・不適正保管」を挙げ、検討しているところ。硫酸ビッチのような特に危険な廃棄物を不適正保管等の基準に従わない方法で処理した場合に、その行為者を処罰することとする方向。この通常国会において廃棄物処理法の一部改正を行うことにより対応する予定。	5145007	東京都	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300016	一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合の委託先の市町村への「通知」の不要化	5147	5147001	岐阜県多治見市	11	一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合の委託先の市町村への「通知」の不要化		一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合は、委託先の市町村への「通知」は不要とする。	溶融炉からのばいじん(飛灰)の山元還元事業の委託	最終処分場設置の困難性や循環型社会指向から、今後ばいじんの山元還元が多くの自治体の課題となる。コスト面から処理施設の集約化とばいじん(資源化物)の広域移動が想定される。 現行法では最終処分、資源化処理とも市町村への通知が必要となっており、この「通知」の要件が今後の山元還元(リサイクル)の阻害要因となることが十分に考えられる状況から、「資源化のための中間処理」の委託については「通知」要件を不要とする。	廃掃法施行令第4条	環境省	
z1300017	石炭との混焼式廃棄物焼却炉(流動床炉等)のCO濃度規制の緩和	5111	5111017	社団法人日本自動車工業会	11	石炭との混焼式廃棄物焼却炉(流動床炉等)のCO濃度規制の緩和		廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)において、一酸化炭素濃度が100ppm以下を適用することが適当でないものとして定められた上記に加え、新たに「廃棄物と石炭を混焼するサーマルリサイクルを目的とした廃棄物焼却炉」を追加指定してほしい。	廃棄物焼却炉施設の維持管理の技術上の基準において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度の基準に加え、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるようごみ焼却すること 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録することを設定している。 このなかで廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)において、一酸化炭素濃度が100ppm以下を適用することが適当でないものとして、セメントの製造の用に供する焼成炉、非鉄金属の政令の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉及び転炉、液中燃焼方式の噴霧燃焼炉、専ら製紙汚泥を焼却するローリーキルンが定められ、H13年10月19日に公布、即日施行された。	廃棄物と石炭を混焼し蒸気を発生させ発電を行うサーマルリサイクルを目的とした既存の流動床炉においては、ダイオキシン類濃度が基準を満足しているにも関わらず、発電効率向上のために石炭を混焼しているが故に、CO濃度が100ppmを超えてしまい規制遵守条件での運転が出来ない。	廃棄物処理及び清掃に関する法律 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)	環境省	本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。 重点要望項目
z1300018	都道府県等による事前協議制の見直し	5021	5021122	社団法人日本経済団体連合会	11	都道府県等による事前協議制の見直し		地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等指導すべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。	事前協議が必要となると、許可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	地方公共団体の指導要綱、行政指導	環境省	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等に当たって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。	
z1300019	不正軽油対策の強化	5145	5145007	東京都	11	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。 硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。	不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。 不正軽油の製造等の罰則を強化し、不正軽油による環境悪化を防止する必要がある。	地方税法 廃棄物処理法	総務省 環境省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300020	自動車排出ガスに係る保健対策の充実	大気汚染防止法	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質について設定されている。	b		PM2.5の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実に努めるとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国7都市において児童とその両親を追跡調査する大規模な長期疫学調査を実施している。これらの調査を待って、また、内外の知見を総合して環境基準の可否を判断することとしている。		回答は、平成18年度までの調査を待って、環境基準の可否を判断することとしているが、要望は、微粒子についてその濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告があることから、環境基準の設定を行うとともに、実効性のある対策の実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討されたい。 上記を踏まえた実施時期について、平成16年度末までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	前回検討要請時の「措置の概要」に同じ。現在、平成13年度から18年度まで26,000人を追跡調査する大規模な疫学調査を実施しているところであり、その結果を待って内外の知見と総合して環境基準の可否を判断することとしている。このため、平成16年度末までに環境基準の可否を判断することはできない。	5145008	東京都	11	
z1300021	大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮	大気汚染防止法 第10条、第18条の9 水質汚濁防止法 第9条	大気汚染防止法第10条、第18条の9において、ばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設の設置等をしてはならないとしている。 水質汚濁防止法第9条において、特定施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置等をしてはならないとしている。	c		大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期間拘束することは適当でないという考えに立って定められており、実際に審査に60日程度を要する事案も存在する。 その上で、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定では、都道府県知事又は政令市長は、大気汚染防止法に基づき「ばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法に基づき「特定施設(以下、特定施設」といふ)の設置や構造の変更等に係る60日の実施制限期間を短縮することができる」とされている。同項の規定の趣旨は、適切な内容の設置等の届出を行った者については、実施制限期間の経過を待たずに設置の工事等を行えるようにしているものである。 本規定の積極的な活用については、平成9年9月24日付け環大規第232号「環水規第309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「大気汚染防止法のばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設並びに水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出(以下、「特定施設の設置等届出」といふ)の審査を行い、		回答では、審査に60日程度を要する事案が存在すること、また短い実施制限期間を原則とし、期間満了が近くなってから期間を延長した場合、事業者に損害を与える恐れがあるとして、都道府県知事又は政令市長が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適切としているが、 「各府省等における規制改革に関する内外からの意見要望等に係る対応状況」(2003年5月)によると「平成11年4月の…通知により、審査に要した日数が30日以内である割合が概ね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている」とあり、都道府県等の審査期間短縮努力が顕著に顕れている。これを踏まえて、「原則30日以内、問題がある場合には30日間に限って実施制限期間を延長できる」と規定を見直すべきである。 また、法規定が60日間のままでは、事業者は60日間でスケジュールを組まざるをえないが、上記のような規制改革が講じられれば、事業者は、単純なケースの場合には30日間でスケジュールを組むことができる。更に、延長規定が明記されていなければ、事業者は、施設が複雑な場合など審査に時間がかかることを想定される場合には期間延長もあつることから、特段の問題は生じないと思料される。 上記観点から改めて検討され、示されたい。	c	要望に示されたような、短い実施制限期間を原則とし、必要に応じて延長をするという制度では、期間満了が近くなってから行政庁が期間を延長した場合、着工準備を整えていた事業者に損害を与える恐れがある。しかも、期間延長を要するか否かの判断は、届出を受けてすぐにわかるものでもないため、あらゆる届出について期間延長の可能性が捨てきれず、届出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実際の運用上、不適当である。	5021129	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300021	(上記の続き) 大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮					(上記の続き) 排出基準・敷地境界基準又は、排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県及び政令市に対して通知しており、実際にそのように運用されているところ。 要望に示されたような、短い実施制限期間を原則とし、必要に応じて延長をするという制度では、期間満了が近くなってから行政庁が期間を延長した場合、着工準備を整えていた事業者に損害を与える恐れがある。しかも、期間延長を要するか否かの判断は、届出を受けてすぐにわかるものでもないため、あらゆる届出について期間延長の可能性が捨てきれず、届出を行った者の立場を不安定にすることとなるため、実際の運用上、不適当である。 以上により、標記の要望については、現行法に基づき、都道府県知事又は政令市長が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適切である。今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるとともにその旨を速やかに事業者に通知するよう都道府県知事及び政令市長に指導等を継続することが妥当であると考えらる。					5021129	社団法人日本経済団体連合会	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300020	自動車排出ガスに係る保健対策の充実	5145	5145008	東京都	11	自動車排出ガスに係る保健対策の充実		大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子 (PM2.5) についての環境基準を設定すること。		微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ディーゼル排出微粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。	大気汚染防止法	環境省	
z1300021	大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮	5021	5021129	社団法人日本経済団体連合会	11	大気汚染防止法 水質汚濁防止法の申請期間の短縮		大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水質汚濁防止法に基づく特定施設等について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすることとすべきである。		着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しい。 「各府省等における規制改革に関する内外からの意見要望等に係る対応状況」(2003年5月)によると、「平成11年4月の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した結果、審査に要した日数が30日以内である割合が概ね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている」とある。	大気汚染防止法 第10条、第18条の9 推進汚濁防止法 第9条	環境省	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水質汚濁防止法に基づく特定施設等について、その設置や構造の変更等に係る届出をした者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置等を行うことができない。
z1300021	(上記の続き) 大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮	5021	5021129	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 大気汚染防止法 水質汚濁防止法の申請期間の短縮		(上記の続き)		(上記の続き) このような状況を踏まえれば、上記要望のように、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長することとすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査期間の短縮努力が、企業の実務上のメリッドにつながりにくい。		環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300022	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c	-	車種規制の準備期間等については、パブリックコメント等の結果を踏まえ、適切に設けているもの。各府省との連携により、事業者に対する支援措置の充実に努め、今後とも車種規制の円滑な実施に努める。  流入車の規制を行うことは、その担保手段となる路上取り締まりの体制整備等が必要であり、対策地域全体に対して国が一律の制度として導入することは困難。  +加えて、新車時には規制に適合しているも、自動車の使用中の整備状況によっては排出ガス性状が著しく悪化することが懸念されるため、今年度から使用過程車の排出ガス性状の劣化等について調査を実施するとともに、排出ガス性能を良好に維持・確保する方策についても各府省と連携して検討していく。		回答では、今年度から使用過程車の排出ガス性状の劣化等について調査を実施するとともに、排出ガス性能を良好に維持・確保する方策についても各府省として連携して検討していくとあるが、 具体的な検討予定及び検討内容について示されたい。 検討するにあたって、具体的な規制の実施時期及びその時期となる理由も含め、具体的なスケジュールを示されたい。また、平成16年度末までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	c	-	環境省においては、平成15・16年度の2カ年の予定で「使用過程車NOx・PM低減対策調査」を実施している。 平成15年度においては、シャーシダイナモ、車積計測機、リモートセンシング等の手法による使用過程車の排出ガスの測定評価方法の検討及びこれらの手法を用いた実走行時の排出実態の把握を行っている。 平成16年度には、引き続きこれらの検討等を進めるとともに排出ガスレベルの維持・確保のための方策について併せて検討する予定である。 現在我が国では使用過程車のNOx・PM等の排出レベルを測定評価する手法がまだ確立されていない。従ってその排出実態もまだ十分把握されていない。また、使用過程車に対して新たな規制等を実施する場合には、その担保・検査体制についてもよく検討する必要がある。 これらの条件をかんがみれば、本件については、まずは上述の調査を着実に進め、その結果を踏まえて規制の必要性、規制方法、実施時期等を検討していくことが必要である。従って、平成16年度末までに実施できるか否かについては、現時点では確定できるものではない。	5145006	東京都	11
z1300023	年間運転時間によるばい煙測定義務の緩和	大気汚染防止法 施行規則第15条(ばい煙等の測定)	大気汚染防止法施行規則第15条において、ばい煙発生施設の時間当たり排ガス量等に応じて、ばい煙量を測定し、その結果を記録しておくなければならないとしている。	c	-	使用燃料の種類によりばいじん等の大気汚染物質の排出量が極めて少なく、ばい煙測定義務の緩和が大気環境保全上特段の支障を生じない施設については、ばい煙測定の頻度の緩和を実施してきているところである。本要望は年間運転時間による測定義務緩和であるが、年間運転時間が短くても短期間に集中して汚染物質が排出される場合には、大気への影響が懸念され、短期間に排出が集中した場合でも大気への影響が少ないという科学的知見が無いことから測定義務を免除することはできない。		回答は、年間運転時間が短くても短期間に集中して汚染物質が排出される場合の大気への影響が少ないという科学的知見がないとして対応不可とされているが、時間当たりの排出量が同じであっても年間の運転日数が短いばい煙発生施設やデマント対応運転のみで常用とは言いがたい自家発施設は相対的に大気環境への影響が小さいため、常用施設と比較して測定義務に差をつける(緩和する)べきというものである。この点について、更に検討され、示されたい。	c	-	年間運転時間が短く、年間の総排出量が少ないような施設でも、短期間に集中して汚染物質が排出される場合には、大気への影響が懸念される。 なお、ばい煙濃度の測定は、その作業期間に応じた測定回数を定めており、作業を実施していない期間に対してまで測定義務を課していない。従って、具体的事業の実施内容にある夏季のデマント対応のような場合、運転しない期間については測定は不要となる。	5111019	社団法人日本自動車工業会	11
z1300024	エネルギー管理の一元化	省エネ法第11条、地球温暖化対策推進法第20条	地球温暖化対策推進法において、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めることとされている。	c	-	地方公共団体が、自治体の施策として地球温暖化対策地域推進計画の策定及び実施に努めるに当たって、また、地方議会に対して管下の温室効果ガス排出量を説明する必要がある場合には、管下の事業者等の温室効果ガスの排出量や温暖化対策の実施状況を把握することは不可欠である。 温室効果ガスの排出はエネルギーの消費のみによるものではなく、また、事業者が実施可能な温暖化対策は省エネルギーに限らず、燃料の転換や燃焼条件の改善など、事業者の実情に合わせた対策の選択肢が存在する。 このため、地方公共団体が地域推進計画を策定し、管下の温室効果ガス排出量を把握するに当たり、自らの判断で、管下の事業者等に対し、二酸化炭素排出量の算定の基礎となる燃料・電力の使用量及び発熱量や炭素排出係数、導入済みの温暖化対策技術、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスに関する情報についても提供を求めることがある。環境省が作成した地域推進計画策定ガイドラインでは、その際に必要な技術的情報を提供している。		回答では省エネ法に基づく中長期計画書と地方公共団体による情報収集との不一致を根拠として、対応困難としているが、報告負担の軽減の観点から、共通・類似項目については情報を共有する等について、更に検討されたい。	c	-	前回の回答のとおり、省エネ法の定期の報告義務とは異なり、地方公共団体は必要に応じて任意の方法で情報収集を行うものであり、また、その趣旨、対象、内容も、地方公共団体による温暖化対策のための情報収集と、省エネ法に基づく報告は、必ずしも一致しないものである。 また、仮に省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場の電気・燃料の使用量等の報告事項で地方公共団体の地球温暖化対策地域推進計画の策定等に当たって有用なものがある場合に、省エネ法に基づき報告された情報が地方経済産業局から地方公共団体の温暖化対策担当部局に情報提供されるのであれば有意義であると考えが、地方公共団体の温暖化対策担当部局は、省エネ法に基づき事業者が地方経済産業局に提出した電気・燃料の使用量等のデータを地方経済産業局から入手することはできない状況にあると認識している。	5079006	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300022	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し	5145	5145006	東京都	11	ディーゼル車の使用過程車対策の抜本的な見直し		ディーゼル車の使用過程車が大量の排出ガスを排出しているとの認識に鑑み、自動車NOx・PM法の緩和措置を廃止し、速やかに規制を適用するとともに、抜本的な使用過程車対策を早期かつ強力に実施すること。 自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とすること。 車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。		都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。	自動車NOx・PM法 大気汚染防止法	環境省	
z1300023	年間運転時間によるばい煙測定義務の緩和	5111	5111019	社団法人日本自動車工業会	11	年間運転時間によるばい煙測定義務の緩和		年間の運転時間によるばい煙測定義務の緩和 例 排ガス量が4万立方メートル未満で、年間運転時間が500時間未満(1ヶ月未満)の施設については測定不要	大防法施行規則第15条において、ばい煙発生施設の時間当たり排ガス量に応じたばい煙の測定が義務付けられている。ガスタービンやディーゼルの自家発について非常用はNOxばい煙の規制、及び測定の対象除外となっている。非常用の定義は災害、事故時等の緊急対応のみであり、系統運搬運転するものは常用と見なされる。しかしながら実運用においては夏季のデマンド対応で年間運転時間が数十から数百時間と短いものが大半であり、常用運転とばい煙がたいものである。またその他のばい煙発生施設についても設備負荷状況により年間の運転時間が数十から数百時間と短いものがある。	年間の運転時間が短いばい煙発生施設や、デマンド対応運転のみで実運用上 常用とは言いがたい自家発施設等は年間を通して運転している施設に比べて排ガス発生量も少なく大気環境への影響が小さいにもかかわらず、排ガス量に応じたばい煙の定期測定が必要で、このような施設を多数有する事業者には測定工数、コストが大きな負担となっている。	大気汚染防止法 施行規則第15条(ばい煙等の測定)	環境省	重点要望項目
z1300024	エネルギー管理の一元化	5079	5079006	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	エネルギー管理の一元化		省エネ法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業局に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導の下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者による温室効果ガスの排出量の実績をもとめることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一であり、管理の一元化を求める。		事実上同じ内容のものを産業局と各自治体に提出する必要があり、煩雑である。	省エネ法第11条、地球温暖化対策推進法第20条	経済産業省 環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	
z1300024	(上記の続き) エネルギー管理の一元化					(上記の続き)  一方、省エネ法では、事業者在省エネを促す目的で、一定規模以上の工場・事業場に対し、電気・燃料の使用量等の報告等を義務づけている。なお、これらのデータは地方公共団体の温暖化対策担当部局が入手できる状況にない。 以上の通り、地方公共団体による温暖化対策のための情報収集と、省エネ法に基づく報告義務は、その趣旨、対象、内容ともに必ずしも一致しないものであり、また、上記の通り、地方公共団体は必要に応じて任意の方法で情報収集を行うこととなるため、一元化を行うメリットはない。 なお、省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場の電気・燃料の使用量等の報告事項で自治体にとって有用なものがある場合に、温暖化対策担当部局にも十分な情報提供がなされることは有意義である。 (以上、特区においても同様)							5079006	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	12
z1300025	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (第3条、第11条) 関税法 (第70条)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、あらかじめ届出を行い国による審査・判定を受けていない新規化学物質や許可を受けていない第一種特定化学物質の輸入を制限しており、これらを担保するため、化学物質の輸入通関時に、輸入者に対して、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号等の明示又は判定通知書の写し等の提出を求め、輸入を認めて差し支えない化学物質かどうかの審査を行っている。	c		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という)においては、ポリ塩化ビフェニルのような性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、新規化学物質の製造又は輸入に際し事前にその性状を審査する制度が設けられるとともに、第一種特定化学物質に指定された化学物質に対しては許可制とし、それらの輸入を制限している。 このため、化学物質を輸入しようとする者は、輸入しようとする化学物質が化審法による輸入制限の対象となっているものかどうかについて、これを明らかにする義務を有しており、対象に該当しないことを証明するものとして化学物質に係る官報告示の整理番号の明示や判定通知書の写し等を提出し、これを証明しなければならない。 輸入通関時の手続きをこうした方式によらず輸入者の宣言によって行う場合には、輸入しようとする化学物質の特定がされていないため化審法の規定の遵守状況を判断することができない。このため、要望のとおり措置することは困難である。					5079010	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	11		
z1300026	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律 解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について (環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	c		我が国においては、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の対象になるとみなしている。解撤目的の船舶がバーゼル条約の対象となるかについての各国の対応は様々であり、少なくとも、大多数の国は解撤予定船舶を同条約の対象とみなしていない、という事実はない。  アスベストやPCBなどの危険物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続きを行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。  バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあつては、バーゼル法の手続きを経て適正に行われるようお願いする。		要望内容は、平成11年5月の通達により船舶を同条約の対象とする旨の判断が示され、日本籍解撤船の輸出が実質的に不可能となっていることと端を発するものである。こうした状況下においては、輸出に代わる日本船舶の解撤を進めるための施策が必要と考えられるが、この点について検討され、示されたい。	c		船舶についてはバーゼル条約が求める危険物質の特定やその物質の除去の実施が義務付けられることとなり実質的に解撤船の輸出が不可能となることだが、アスベストやPCBなどの危険物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続きを行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。  バーゼル法で規制対象となる船舶についても解撤目的の輸出が不可能なのではなく、バーゼル法の手続きを経れば可能であることから、同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。	5035013	社団法人日本船主協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300024	(上記の続き) エネルギー管理の一元化	5079	5079006	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	12	(上記の続き) エネルギー管理の一元化						経済産業省 環境省	
z1300025	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	5079	5079010	社団法人日本化学工業協会規制緩和等検討部会	11	化学物質輸入通関時の手続き簡素化		化学物質の輸入時に税関に対し化審法番号を申告しなければならないが、輸入者が当該化学製品を構成する全ての化学物質は化審法に登録済みであることを宣言することで通関できる制度に変更して欲しい。		化学製品、特に混合物製品の成分についてはCBI(Confidential Business Information)であるケースがある。輸入者がその情報を入力することが困難であるケースも少なくない。米国TSCAの如く輸入者が輸出者(製造メーカー)等から製品を構成する全ての化学物質が化審法に収載されていることの保証を買って、輸入者が宣言することによって輸入可能な制度に変更を望む。	化審法	財務省 厚生労働省 経済産業省 環境省	
z1300026	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止	5035	5035013	社団法人日本船主協会	11	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出承認手続きの廃止		現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、バーゼル法)を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		環境省と経済産業省は、バーゼル法はバーゼル条約の必要最低限の要求を満たすものでその手続きの簡素化は不可能との見解であるが、そもそも同条約では船舶をその対象とするかについて国際的に結論が出されていない。この理由としては、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になる等の不具合が発生すること、また、船舶については同条約が求める危険物質の特定やその物質の除去の実施が義務付けられることなど実質的に解撤船の輸出が不可能となることなどがあげられる。また、現在、主要解撤国以外の国は、大型解撤施設を有しないため、解撤船の実質的な輸出禁止は、大型船舶の解撤が閉ざされることを意味する。このような状況下、船舶を同条約の対象とするかについて各国とも慎重な対応をとっているが、わが国では、平成11年5月の通達により船舶を同条約の対象とする旨の判断が示され、日本籍解撤船の輸出が実質的に不可能となっている。日本籍船の円滑な解撤を確保するために同通達を廃止を求め。	バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、および関係通達	環境省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300027	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入	容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法では、家庭から排出される容器包装廃棄物を消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担に基づくリサイクルシステムのもと、容器包装廃棄物の減量化及び資源としての有効利用に取り組んでいる。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとされており、これを踏まえ、平成17年度に関係省庁において容器包装リサイクル法の評価・検討を行う予定。		回答では、関係省庁において容器包装リサイクル法の評価・検討を行うとされているが、検討予定時期及び検討内容について、具体的に示されたい。 要望は、特に「拡大生産者責任の考え方」及び「デポジット制の導入等による3Rの推進手法導入」の検討・実現を求めているものであり、これらの点についても検討の可否を含め具体的に示されたい。	b		容器包装リサイクル法の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、要望内容も含めて、平成17年度に関係省庁において評価・検討を行う予定。	5014001	全国びん商連合会 (会長今井一夫)	11
z1300028	環境対策設備等の新增設に係る環境アセスメントの運用の弾力化	環境影響評価法 地方自治体環境影響評価条例	環境影響評価法における対象事業は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としており、環境対策設備は対象としていない。なお、環境影響評価法の方法書手続を経て、事業者が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することになっており、事業特性や地域特性に応じて簡略化や重点化を柔軟に行うことが可能な仕組みになっている。	e	-	制度的な面から事実誤認である。						5021124	社団法人日本経済団体連合会	11
z1300029	既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略	環境影響評価法第2条第2項 第1号水 同法施行令第1条 同法施行令別表第1五 へ 電気事業法第46条の2	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていくなり(プロセス(手続))であり、事業の実施の前後の負荷の増減に着目して対象事業を定めるものではない。	c	-	既設の火力発電所をリプレースする場合であっても、リプレースにより新たに設置される大規模な火力発電所は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある事業として環境影響評価の対象となるレベルのものである。既設設備により環境に与えている一部の項目の負荷の水準を基準にその増減をもって評価の対象となるか否かを論ずるのではなく、工事に伴って発生する大気汚染物質、騒音、振動及び水の濁り等による環境への影響を含めて環境影響評価手続の中で現時点における実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証等を行い、環境への影響の低減・回避を図る必要がある。発電所のリプレースに対する環境影響評価の手続を省略することは合理的ではないと考える。 なお、現行の環境影響評価制度においても、環境影響がないか又は極めて小さい場合は、環境影響評価を行うものとして省令で定めた標準項目の削除、標準手法の簡略化が可能となっている。現在、経済産業省において、天然ガス火力発電所建設及び既設火力発電所リプレースの場合の環境影響評価の標準項目の削除及び標準手法が簡略化可能となる条件等について検討が行われているところである。	省令 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令	要望内容にあるように、既設発電所と比べ現況発電規模が同程度以下で環境負荷が増加しないリプレースの場合には環境影響評価全体の手続を簡略化できないか、改めて検討され、示されたい。 一方、回答では経済産業省において天然ガス発電所及び発電所のリプレースの場合の環境影響評価項目の削除及び調査・予測手法の簡素化が可能な条件等について検討を行っているところだが、措置までの検討スケジュールについて経済産業省と相談の上具体的に示されたい。また、平成16年度までに措置を講ずることの可否についても示されたい。	c	-	環境影響評価は、新たに設置される施設が規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であることに着目して、設置する設備の稼働による環境への影響、発電所建設工事の実施による環境への影響(大気環境、水環境、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然の豊かな触れあいの確保等)を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証(環境の保全のための措置)等を実施し、環境影響の低減・回避を図るものである。発電所のリプレースにより環境負荷が増加しないかどうかは、環境影響評価の結果明らかになるものであり、単に一部のばい煙の諸元等をもって発電所の環境影響全体を論じるのは適切ではない。また、リプレースであっても発電所建設工事期間中における環境影響についても具体的な評価結果に基づいて論ずるべきである。これらの一連の環境影響評価手続を省略することは、環境基本法第20条に定める事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として、制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。したがって、要望にあるように、発電所のリプレースにおいて稼働中の環境負荷が増加しない場合であっても、環境影響評価手続を全てを省略することは合理的ではないと考える。	5021251	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300027	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入	5014	5014001	全国びん商連合会(会長今井一夫)	11	拡大生産者責任(EPR)の考え方並びにデポジット制の導入		容器包装リサイクル法(容リ法)は平成7年に成立。経過10年で見直しされることになっている。平成17年には改正作業が実施されるが、その際に左記拡大生産者責任の考え方及びデポジット制の導入を検討していただきたい。		国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を反省し、循環型社会の構築を目指しております。家庭ゴミの6割を占める容器包装ゴミを減らそうと平成7年容リ法を成立させたが、ゴミ量は減っていないのが実情である。またこの法律は収集・保管費用は自治体が負担することになっているため、自治体の負担割合が高くなっている。(負担割合は自治体7事業者3とわけている)リサイクルに必要な収集、分別、保管等の費用を商品価格に含めることにより、それを購入する消費者が負担するように改正し、公平な費用負担の制度にすべきである。又、循環型社会形成推進基本法が施行され、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしているが、これらを推進する経済的手法や規制的手法(例えば容器課徴金、デポジット制、自動販売機規制etc)を盛り込む視点で見直すことも必要である。	循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法	環境省 経済産業省 財務省 農林水産省 厚生労働省	重点6分野に関する中間とりまとめ(総合規制改革会議)「パンフレッドつこう!ごみゼロ社会」(容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク)「事業報告書」リターナブルびんの社会的定着をめざす業界ビジョン及び実現方策」「パンフレット」活きびん維新」(全国びん商連合会、ガラスびんリサイクル促進協議会)総務省評価書
z1300028	環境対策設備等の新增設に係る環境アセスメントの運用の弾力化	5021	5021124	社団法人日本経済団体連合会	11	環境対策設備等の新增設に係る環境アセスメントの運用の弾力化		特に、社会的要請の強い環境対策設備等の新增設にあたっては、環境アセスメントの手続きを合理的かつ弾力的に運用することによって、環境アセスメント手続の期間を短縮するよう、地方自治体に対して、指導を徹底すべきである。 例えば、観測情報網の整備状況(観測点、データ数、蓄積年数)に応じて、代替データを活用するなど、現地観測調査を弾力的に実施すべきである。		環境アセスメントは、公害問題等の未然防止・再発防止に必要な行為ではあるが、事業立案から着工までに少なくとも3年以上の年月を要し、社会環境・経済状況の変化によっては事業機会を逸し、新規事業創出による経済活性化を妨げる要因となっているばかりでなく社会的要請の強い、環境対策設備等の新增設の阻害要因になっている。 特に、現況調査を現地で必ず1年間実施することを求められるが、例えば、地域観測網が整備されている都市部においては、アセス手続開始後の1年間の観測値に比べて、過去の蓄積された観測データに基づき将来的影響予測や評価等をベースに判断した方が信頼性が高いと考えられる場合もあり、このような代替データの活用を促進すべきである。 このような対応によって、総合的な見地から、環境対策の促進が図られる。	環境影響評価法 地方自治体環境影響評価条例	環境省	環境影響評価法および地方自治体の環境影響評価条例に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う場合には、環境影響評価を行わなければならない(環境アセスメント)。環境アセスメントは、環境対策設備や省エネ施設等の新增設にも求められ、これによって、事業立案から着工までに少なくとも3年以上の年月がかかる。
z1300029	既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略	5021	5021251	社団法人日本経済団体連合会	11	既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略【断規】		現況と比較して環境負荷が増加しない場合(リプレース等の場合)については、環境影響評価の対象事業から除くなど、環境影響評価の省略を可能とすべきである。		既設火力発電所で、環境保全協定等を締結し、苦情等もなく健全に運転されている場合には、自治体、地域住民にとって環境上問題のないことを示す明らかな事実と考えられる。発電所の建替等の場合で、環境負荷が増加しない場合に、現行規制のように、一律に新たな環境影響評価を課すのは、合理性を欠く。 また、地球温暖化対策の観点から、コンパクト発電プラントなどへの更新は二酸化炭素排出量の削減を図ることができることから、国は補助制度を創設し老朽石炭火力発電の天然ガス化転換を進めている。さらに環境影響評価の省略が行われて着工までの期間が短縮されれば、各事業者の経営判断のもと、より一層二酸化炭素排出量の削減を図る設備への更新を進めることができる。	環境影響評価法 第2条第3項 環境評価法施行令 第6条 電気事業法 第46条の2 発電所に係る環境影響評価に関する質疑応答集(平成11年8月 資源エネルギー庁)	環境省 経済産業省	事業者が火力発電所のリプレース等を実施する場合、環境影響評価の対象事業は、出力規模のみで規定されているため、環境負荷が増加しない場合においても、法律により一律に環境影響評価の実施が義務づけられている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300029	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略										(上記の続き) 一方、現行制度下においても環境影響がないか又は極めて小さい場合は、予測・評価する項目の削除及びそれらにかかる手法の簡略化が可能となっており、発電所リプレースにより、環境負荷が増加しない項目については合理的な根拠をもとに評価項目の削除、評価手法の簡略化が可能となっている。 また、規制改革推進3カ年計画を受け、経済産業省では、平成15年4月から、天然ガス発電所及び発電所リプレースの場合の環境影響評価項目の削除及び調査・予測手法の簡略化が可能な条件等について検討を行うため、環境審査顧問会火力部会に「環境影響評価項目 手法検討分科会」を設置し「発電所に係る環境影響評価における項目削除 手法簡略化の考え方について」とする検討結果をまとめているところであり、検討結果は平成16年度中に「発電所にかかる環境影響評価の手引き」に掲載する予定である。	5021251	社団法人日本経済団体連合会	12
z1300030	自然公園特別地域内における地熱資源を利用した開発の容認	自然公園法施行規則 第11条	国立 国定公園の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。許可を受けるためには、環境省令で定める基準に適合しなければならない。都道府県立自然公園においては各都道府県の定める条例に基づき都道府県が規制を行っている。 国立 国定公園における地熱発電施設については、その建設には各種の巨大工作物の設置、樹木の伐採、地形の改変等を伴い、特に優れた風致景観への影響が大であることなどから、自然の保護と調整の両り得る安定した新技術の開発に努めること、また当分の間、景観及び風致維持上支障があると認められる地域においては新規の調査工事及び開発を推進しないものとするを関係省庁間で確認している。また自然環境保全審議会からは、自然環境保全上重要な地域を避けることを基本とすること、またこれら以外の地域については技術開発の確立や関係法益との調整を図りつつ、総合的観点から慎重に進める必要があること、さらに事前の環境影響調査や温泉地域等との調整が図られた上で実施の是非が判断され、地熱開発を進める場合には修景上の配慮を含む適切な計画の策定や、開発後の環境保全措置が必要に応じて講じられるべきことなどが意見具申されている。このため環境省としては、自然環境保全上重要な地域(特別地域等)を避けることを基本とし、それ以外の地域についても環境影響調査等の結果に基づき風致等への影響の程度を個別具体的に慎重に判断している。		(前段) 小規模地熱発電設備について、要望主体に対して質問をしたところ、その返答が12月19日になされたことから、現在返答内容を検討しており、今後、再度質問又は要望に対する回答をする予定である。 (後段) 地熱発電施設については、一般的に冷却塔等の巨大工作物の設置、樹木の伐採、地形の改変、大量の噴気の発生等の直接的な風景への影響のみならず、周囲の温泉や水質に対する影響、騒音等の発生等を及ぼし、風致景観上の支障が大きいことから、慎重に対応すべきと考えている。なお国立公園外若しくは国立公園普通地域からの傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発調査については、環境影響調査の結果、国立公園の風景に大きな影響を及ぼすおそれなく、地獄現象等特殊な火山現象にも影響を及ぼさないなど特別地域の風致景観に支障がないと判断される場合には許可することとしている。		12月19日になされた要望者からの資料に基づき、具体的に検討し、示されたい。またその際には、自然公園外若しくは自然公園普通地域からの傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発について、風致景観に支障がない場合、地熱資源開発調査については許可するという回答であるが、調査の結果、風景・風致景観に支障がない場合には、「開発」についても許可するとしていただきたい。また、「風致景観上に支障が無い」とされる具体的な要件や基準についても検討し、示されたい。	d	-	地熱発電施設については、一般的に冷却塔等の巨大工作物の設置、樹木の伐採、地形の改変、大量の噴気の発生等の直接的な風景への影響のみならず、周囲の温泉や水質に対する影響、騒音等の発生等を及ぼし、風致景観上の支障が大きいことから、慎重に対応すべきと考えている。 要望者が例としてあげている、敷地面積が10000㎡程度のものについては、地熱という上記の風致景観上の特性の有無にかかわらず自然公園法施行規則第10条に掲げる環境影響調査が必要な大規模な開発である。仮に数千㎡程度の敷地面積のものであっても、きわめて広範囲にわたる樹木の伐採、地形の改変、大量の噴気の発生、工作物の設置等を伴うことが想定されるほか、周囲の温泉資源等への影響も懸念されるなど、特別地域内の風致景観に著しい影響を与えるおそれがあるため慎重な取扱いが必要である。また、国立公園外若しくは国立公園普通地域からの傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発調査については、環境影響調査の結果、国立公園の風景に大きな影響を及ぼすおそれなく、地獄現象等特殊な火山現象にも影響を及ぼさないなど特別地域の風致景観にも支障がないと判断される場合には許可することとしている。	5021247	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300030	(上記の続き) 自然公園特別地域内における地熱資源を利用した開発の容認										(上記の続き) 傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発については、現在のところ傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発調査を実施した事例がなく、地熱資源開発調査と比較して行為の規模が大きくなり、恒久的な施設となると考えられるため、開地熱資源開発調査に伴う影響調査結果も踏まえながら国立公園の風景に及ぼす影響の程度について慎重に対処することが必要と考えている。 風致景観上に支障がないとする要件や基準について、特別地域においては自然公園法施行規則第11条第12項及び地域ごとに作成された国立公園管理計画によって、また普通地域においては措置命令等に関する処理基準(平成13年5月環自国第212号)によって、それぞれ判断される。	5021247	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300029	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略	5021	5021251	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 既設火力発電所のリプレース時の環境影響評価の省略【断規】						環境省 経済産業省	
z1300030	自然公園特別地域内における地熱資源を利用した開発の容認	5021	5021247	社団法人日本経済団体連合会	11	自然公園特別地域内の地熱資源利用に向けた開発の許可【断規】		自然公園特別地域内への小規模地熱発電設備の設置(坑井及び発電ユニット)を許可すべきである。 自然公園外もしくは自然公園普通地域からの傾斜坑井による特別地域内の地熱資源開発を許可すべきである。		自然公園内には有望な地熱資源が存在しており、例えば、資源エネルギー庁「21世紀に向けた発電技術懇談会資料」によれば、開発可能資源量は、特別地域内に114万kWあるとされている。 地熱発電は、二酸化炭素の排出量の少ないクリーンなエネルギーであり地球温暖化防止に役立つばかりでなく他の自然エネルギーと比較して利用率が格段に高いというメリットがあり、地熱資源の有効活用は地球環境保全につながる。 また、地熱開発技術の向上により、傾斜坑により地上部への影響を回避した地熱資源の開発が可能であり、また環境負荷の少ない中小規模ユニットによる発電も可能になりつつあり、自然公園の景観等への影響も最小限に抑えることができる。	自然公園法施行規則 第11条 国立公園及び国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項(昭和47年3月14日環自企第232号、47公局第240号) 国立、国定公園内における地熱開発に関する意見」について(昭和54年12月24日環自保第494号)	環境省	国立公園及び国定公園の特別地域内では、地熱発電のための建築物を新規に設置することは認められていない。 また、普通地域もしくは公園外に基地を設け、傾斜坑により特別地域の地下部分の開発を実施することも、実質認められていない。
z1300030	(上記の続き) 自然公園特別地域内における地熱資源を利用した開発の容認	5021	5021247	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自然公園特別地域内の地熱資源利用に向けた開発の許可【断規】						環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300031	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し	下水道法第12条の3 水質汚濁防止法第5条	水質汚濁防止法第5条において、工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に特定施設の設置の届出をしなければならぬ。また、下水道法12条の3において、工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、公共下水道管理者に特定施設の設置の届出をしなければならない。なお、両法において、特定施設の構造 使用方法等の共通する記入事項があるものの、下水道法においては、それらの記入様式は定められていない。	c	-	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出は、その施設を有する工場又は事業場から排出される水が公共用水域及び地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討しておくため行われるものである。 その為、特定施設を有する工場又は事業場においては、雨水を含め全ての排水を終末処理場を有する下水道に排出する場合を除き工場又は事業場からの排水による公共用水域の汚濁を防止する観点から水質汚濁防止法に基づく届出を行う必要がある。 一方、下水道法に基づく届出は特定施設を有する工場又は事業場から悪質な下水が下水道に排除されることを防止し、下水道法の水質規制を徹底するために行われるものである。 よって、それぞれの法律で規制の対象となる排水が異なり、確認事項も異なることから、届出書類を一元化することは困難である。ただし、特定施設の構造等の届出書類として、共通して使用できるものは活用することが可能である。				水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出は、その施設を有する工場又は事業場から排出される水が公共用水域及び地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討しておくため行われるものである。 その為、特定施設を有する工場又は事業場においては、雨水を含め全ての排水を終末処理場を有する下水道に排出する場合を除き工場又は事業場からの排水による公共用水域の汚濁を防止する観点から水質汚濁防止法に基づく届出を行う必要がある。 一方、下水道法に基づく届出は特定施設を有する工場又は事業場から悪質な下水が下水道に排除されることを防止し、下水道法の水質規制を徹底するために行われるものである。 よって、それぞれの法律で規制の対象となる排水が異なり、確認事項も異なることから、届出書類を一元化することは困難である。ただし、特定施設の構造等の届出書類として、共通して使用できるものは活用することが可能である。	5021130	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300032	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用	廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項	前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物については、50トン以上)である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事等に提出しなければならないとされている。	c	-	多量排出事業者による報告・届出の義務づけの趣旨は、事業者による自主的な処理計画の策定や実施状況の都道府県等による公表を通じた産業廃棄物の減量や適正処理を促進していくことにある。 当該報告・届出は、この趣旨を実現するために必要最低限の事項を定めているものであり、その内容の簡素化等は困難である。				要望者に確認したところ、定期的な報告として、廃棄物処理法に基づく都道府県知事への報告と経済産業省の調査として財団法人グリーンジャパンセンターが詳細な調査を実施している現状にあるが、これらの調査を相互に連携しながら簡素化 効率化することを求めている。この点について、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	5111018	社団法人日本自動車工業会	11	
z1300033	自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項 地方税法第699条の11 地方税法第151条、第151条の2、第152条 自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条 自動車損害賠償保障法第9条 道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達 登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査 登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。				各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示されたい。	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	
z1300033	(上記の続き) 自動車の生産 販売 流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等											5021207	社団法人日本経済団体連合会	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300031	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し	5021	5021130	社団法人日本経済団体連合会	11	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し【新規】		水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出書類の様式について、届出者の事務負担を軽減する方向で、統合化・併用化を図るなど見直すべきである。		公害防止に係る各種届出については、重複する内容の書類を提出が義務付けられていることが多い。なかには、条例によって上乗せ規制を課している自治体も多く申請者にとって、書類作成の事務負担は非常に大きい。 特に、水質汚濁防止法と下水道法については、同一施設について、重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成し、同じ市町村の担当窓口へ提出する場合がある。内容が重複する部分について、水質汚濁防止法ならびに下水道法の書類様式の併用化を検討するなど、できるだけ事務負担が軽減されるよう見直しを図るべきである。	下水道法第12条の3 水質汚濁防止法第5条	環境省 国土交通省	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置に係る届出内容と、下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出内容は、非常に重複する内容が多い。 同一施設について、水質汚濁防止法に基づく届出と下水道法に基づく届出を行わなければならない場合があるが、上記二法の届出書類の様式が異なるため、多大な情報を記載した書類を別々に作成し、同一市町村の担当窓口へ提出しているのが実情である。
z1300032	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用	5111	5111018	社団法人日本自動車工業会	11	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用		目的、内容が同様な報告書については以下の通りとする。 省庁間で調整できるかぎり一本化。報告書に記載する事項はできる限り簡素化。 報告書の内容は、他事業所の参考になることから積極的な公開を進める。	廃棄物の発生状況に係る報告は、国の法律に基づくもの、県条例に基づくもの、業界団体によるもの等多数ある。報告の書式は少しずつことなるため、膨大な作業が必要。しかし、その情報量に見合う官庁からの報告(環境白書など)や活用が確認できる状況が無い。	昨年度の左記要望に対し、とについては措置済みであるが、についての回答は、廃棄物発生報告書の様式を自主的に定めようものとしていることから、各調査対応できるような内容で作成すれば効率化可能との判断であり、の要望の直接回答になっているとは思えない。引き続きについて再要望したい。	資源有効利用促進法(省令第57条) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第7項、同8項、第12条の2第8項、同第9条 各都道府県公害防止条例	環境省 経済産業省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。 ・重点要望項目
z1300033	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1.自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政諸手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に移動開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化すべきである。 (1)検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 (2)自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 (3)自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換		手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)が多大な事務負担を強いられている。 これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があるが、電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮することが重要である。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令 自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係政省令 自動車重量税法、関係政省令 自動車損害賠償保障法、関係政省令 地方税法、関係政省令 地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政諸手続は、それぞれ所管官庁が異なり、手続申請窓口が陸運支局、警察署、都道府県税事務所、その他に分かれている。このため、申請内容は多くの項目で重複し、申請に必要な添付書類も多くその発行機関が国・地方に跨っている。
z1300033	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) (4)重量税納付手続等 納付手続等の電子化 (5)保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 (6)自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 (7)所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示  2.なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。				国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z1300033	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行うことができることとなるシステムである。そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことな稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5085017	オリックス株式会社	11
z1300033	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。そのため、道路運送車両法等の関係法律について、自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用して行うための所要の見直しについて検討し、次期通常国会に法案を提出する。		各省庁からの本件回答によれば、次期通常国会への法案提出、17年度を目標にシステム稼働とされているが、16年度中に稼働させることの可否について検討され、示された。	b		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムは、基幹システム(インターフェイスシステム)を中心に、行政機関や民間団体等の多岐に亘るシステムが接続することによって、自動車の保有関係手続を電子的に行うことができることとなるシステムである。そのため、多くの行政機関や民間団体等が既存システムの改修や新たにシステムを構築する必要があるとともに、これらシステムの安定性を損なうことな稼働するためには十分な試験期間が必要となるため、16年度中の実施は不可能であり、e- Japar重点計画において予定されているとおり、17年のシステム稼働を目指して準備しているところである。	5086017	社団法人リース事業協会	11
z1300034	官公庁等における請求書様式の統一化等		請求書については従前から会社の様式も認めている。	e	-	請求書については従前から会社の様式も認めている。						5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z1300033	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z1300033	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z1300034	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	